III	\bigcirc	\circ	\circ	\bigcirc	\circ	
町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)(第五条関係)	市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市	地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号)(第四条関係)	地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)(第三条関係) 79	公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)(第二条関係) 76	地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)(第一条関係) 1	目 次

$\overline{}$
傍
線
0
部
分
は
改
正
部
分

													第一章~第五章 (略)	第二編 普通地方公共団体	第一編 総則	地方自治法施行令目次	改正案
第二節 予算	財	第三款 監査委員	第二款 選挙管理委員会	第一款 通則	第二節 委員会及び委員	体の長と他の執行機関との関係	第一節 普通地方公共団体の長及び補助機関並びに普通地方公共団	第四章 執行機関	第三章 議会	第二節解散及び解職の請求	第一節 条例の制定及び監査の請求	第二章 直接請求	第一章 総則	第二編 普通地方公共団体	第一編 総則	地方自治法施行令目次	現

(削る)

第六章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間

の関係

第一節~第三節 (略)

> 第三節 収入

第四節 支出

第五節 決算

第六節 契約

第七節 現金及び有価証券

第八節 財産

第一款 公有財産

第二款 物品

第三款 債権

第十節 雑則 第九節

住民による監査請求

第七章 第六章 削除 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間

の関係

節 国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体相 間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理

互

第一款 国地方係争処理委員会

第二款 国地方係争処理委員会による審査の手続

第三款 自治紛争処理委員による調停、 審査及び処理方策の提示

の手続

第二節

普通地方公共団体相互間の協力

第一款 機関等の共同設置

第二款 職員の派遣

第七章 大都市等に関する特例

第一節・第二節 (略)

第八章 外部監査契約に基づく監査

第一節~第四節 (略)

基礎となるべき在職期間の通算
第九章 恩給並びに都道府県又は市町村の退職年金及び退職一時金の

第十章 補則

第三編 特別地方公共団体

第一章~第四章 (略)

第三節 条例による事務処理の特例

第八章 大都市等に関する特例

第一節 大都市に関する特例

第二節 中核市に関する特例

第九章 外部監査契約に基づく監査

第一節 通則

第二節 包括外部監査契約に基づく監査

第三節 個別外部監査契約に基づく監査

第四節 雑則

第十章 恩給並びに都道府県又は市町村の退職年金及び退職

一時金

基礎となるべき在職期間の通算

第三編 特別地方公共団体

第十

一章

補則

第一章 削除

第二章 特別区

第三章 地方公共団体の組合

第一節 一部事務組合

第二節 広域連合

第三節 雑則

第四章 財産区

第四編 補則

第四編

補則

附則

附則

第二編 普通地方公共団体

第二章 直接請求

第一節 条例の制定及び監査の請求

を含む。以下この節において同じ。)をし、印を押すことを求めなけれる簿に条例制定若しくは改廃請求代表者証明書又はその写しを付して、地方自治法第七十四条第一項に規定する選挙権を有する者(以下この編において「選挙権を有する者」という。)に対し、署名(盲人が公職選挙法施行令(昭和二十五る者」という。)に対し、署名(盲人が公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)別表第一に定める点字で自己の氏名を記載すること年政令第八十九号)別表第一に定める点字で自己の氏名を記載すること年政令第八十九号)別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下この節において同じ。)をし、印を押すことを求めなけれる簿に条例制定又は改廃請求者署(第二十二条)条例制定又は改廃請求者署(第二十二条)条例制定又は改廃請求者署(第二十二条)条例制定又は改廃請求者署(第二十二条)条例制定又は改廃請求者署(第二十二条)条例制定又は改廃請求者署(第二十二条)条例制定又は改廃請求者署(第二十二条)条例制定又は改廃請求者署(第二十二条)の第二十二条の第二十二条列制を引きる。

2 をし、 制定又は改廃請求者署名簿を用いなければならない ことを求めるための条例制定又は改廃請求代表者の委任状を付した条例 若しくは改廃請求代表者証明書又はその写し並びに署名をし、 を受けた者は、 者の属する市町村の選挙権を有する者について、 条例制定又は改廃請求代表者は、 印を押すことを求めることができる。この場合においては、 条例制定若しくは改廃請求書又はその写し及び条例制定 選挙権を有する者に委任して、 前項の規定により署名 印を押 その 委任 す

ばならない。

都道府県及び指定都市にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村に③ 前二項の署名及び印は、前条第二項の規定による告示があつた日から

第二編 普通地方公共団

第二章 直接請求

第一節 条例の制定及び監査の請求

)別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ名簿に条例制定若しくは改廃請求書又はその写し及び条例制定若しくは改廃請求書して地方自治法第七十四条第五に対し、署名(盲人が公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号で対し、署名(盲人が公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号に対し、署名(盲人が公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号に対し、署名(盲人が公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号に対し、署名(盲人が公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号に対し、署名(高)とを含む。以下同じ名簿に表明を表明を表明を表明を表明を表明といる。

- 都道府県及び指定都市にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村に③ 前二項の署名及び印は、前条第二項の規定による告示があつた日から

0

をし印を押すことを求めなければならない

以外の市町村にあつては三十一日以内とする。
治法第七十四条第七項の規定により署名を求めることができないこととなつた期間を除き、前条第二項の規定による告示がとができないこととなつた期間を除き、前条第二項の規定による告示がとができないこととなった財間を除き、前条第二項の規定による告示が以外の市町村にあつては三十一日以内とする。

④·⑤ (略

定都市以外の市町村にあつては三十一日以内とする。地方自治法第七十四条第七項の規定により署名を求めることができないこととなつた期間を除き、前条第二項の規定によるととなった区域においては、その期間は、同項の規定により署名を求めることができないこととなった期間を除き、前条第二項の規定により署名を求めることができない。ただし、

- までの間とする。
 号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日から当該選挙の期日④ 地方自治法第七十四条第七項に規定する政令で定める期間は、次の各
- 任期満了による選挙 任期満了の日前六十日に当たる日
- 二 衆議院の解散による選挙 解散の日の翌日
-)第三十三条の二第二項に規定する統一対象再選挙又は補欠選挙と当の金融の登録院議員又は参議院議員の公職選挙法(昭和二十五年法律第百号
- は、参議院議員の任期満了の日)前六十日に当たる日のいずれか遅い又は当該選挙を行うべき期日(同条第三項の規定によるものについて該選挙に係る選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日の翌日
- 挙 地方自治法第六条の二の規定により都道府県が設置された日四 都道府県の設置による都道府県の議会の議員の一般選挙又は長の選

日

六 市町村の設置による市町村の議会の議員の一般選挙又は長の選挙定による議員の定数の増加に係る同条第一項の条例の施行の日五 都道府県の議会の議員の増員選挙 地方自治法第九十条第三項の規

地方自治法第七条の規定により市町村が設置された日

に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ事務の監査の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄規定は、地方自治法第七十五条第一項の規定による普通地方公共団体の第九十九条 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三及び前条の

で 学名 に 訪み 春	で 学行 に 訪み	
(略)	(留)	(略)
第九十一条第	地方自治法第七十四条第	地方自治法第七十五条第
三項から第五	六項各号	六項において準用する同
項まで		法第七十四条第六項各号
	(醫)	(魯)

村の合併の日)

村の合併の日)

村の合併の時例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第八条第一項の規定の適用がある場合には、同法第二条第一項の条例の施行の日(市町定による議員の定数の増加に係る同条第一項の条例の施行の日(市町村の合併の日)

示があつた日とは、当該選挙に関し、公職選挙法第百九十九条の五第四⑤ 前項第三号又は第八号に規定する選挙を行うべき事由が生じた旨の告由が生じた旨の告示があつた日の翌日

八

前各号に掲げる選挙以外の選挙

当該選挙に係る選挙を行うべき事

項第四号から第六号までに規定する告示があつた日をいう。

監査委員	普通地方公共団体の長	
法第七十四条第六項各号		項まで
五項において準用する同	六項各号	三項から第五
地方自治法第七十五条第	地方自治法第七十四条第	第九十一条第
		項
	長	一項及び第二
監査委員	当該普通地方公共団体の	第九十一条第

			一項	第九十六条第		四	第九十五条の		Ξ	第九十五条の		<u></u>	第九十五条の		一項	第九十四条第	及び第四項	三項ただし書	第九十二条第		一項	第九十二条第
	項	同法第七十四条の二第六		(略)		二第六項	地方自治法第七十四条の		二第五項	地方自治法第七十四条の		二第一項	地方自治法第七十四条の		五項	地方自治法第七十四条第		七項	地方自治法第七十四条第		一項	地方自治法第七十四条第
第六項	する同法第七十四条の二	同条第六項において準用		(略)	法第七十四条の二第六項	六項において準用する同	地方自治法第七十五条第	法第七十四条の二第五項	六項において準用する同	地方自治法第七十五条第	法第七十四条の二第一項	六項において準用する同	地方自治法第七十五条第	法第七十四条第五項	六項において準用する同	地方自治法第七十五条第	法第七十四条第七項	六項において準用する同	地方自治法第七十五条第	法第七十四条第一項	六項において準用する同	地方自治法第七十五条第
			一項	第九十六条第		四	第九十五条の		Ξ	第九十五条の		<u></u>	第九十五条の		一項	第九十四条第	項	三項及び第四	第九十二条第		一項	第九十二条第
	項	同法第七十四条の二第六	一項	地方自治法第七十四条第		二第六項	地方自治法第七十四条の		二第五項	地方自治法第七十四条の		二第一項	地方自治法第七十四条の		五項	地方自治法第七十四条第		七項	地方自治法第七十四条第		五項	地方自治法第七十四条第
第六項	する同法第七十四条の二	同条第五項において準用	一項	地方自治法第七十五条第	法第七十四条の二第六項	五項において準用する同	地方自治法第七十五条第	法第七十四条の二第五項	五項において準用する同	地方自治法第七十五条第	法第七十四条の二第一項	五項において準用する同	地方自治法第七十五条第	法第七十四条第五項	五項において準用する同	地方自治法第七十五条第	法第七十四条第七項	五項において準用する同	地方自治法第七十五条第	法第七十四条第五項	五項において準用する同	地方自治法第七十五条第

		(新設)	同法第七十五条第六項に	同法第七十四条の二第十	第九十八条の
十四条の二第十項					
おいて準用する同法第七	項				
同法第七十五条第五項に	同法第七十四条の二第十				
七十四条の三			七十四条の三		
法第七十四条の二及び第			法第七十四条の二及び第		
五項において準用する同	二及び第七十四条の三	三第一項	六項において準用する同	二及び第七十四条の三	三第一項
地方自治法第七十五条第	地方自治法第七十四条の	第九十八条の	地方自治法第七十五条第	地方自治法第七十四条の	第九十八条の
による事務の監査	による議会の審議				
第七十五条第三項の規定	第七十四条第三項の規定	二項	(略)	(略)	
監査委員	普通地方公共団体の長	第九十八条第	(略)	(略)	(略)
		項			
監査委員	普通地方公共団体の長	第九十八条第	(略)	(略)	(略)
監査委員	普通地方公共団体の長		(略)	(略)	
法第七十四条第五項			法第七十四条第五項		
五項において準用する同	五項	項	六項において準用する同	五項	可
地方自治法第七十五条第	地方自治法第七十四条第	第九十七条第	地方自治法第七十五条第	地方自治法第七十四条第	第九十七条第
法第七十四条の二第十項			法第七十四条の二第十項		
五項において準用する同	二第十項	二項	六項において準用する同	二第十項	二項
地方自治法第七十五条第	地方自治法第七十四条の	第九十六条第	地方自治法第七十五条第	地方自治法第七十四条の	第九十六条第
十四条第五項			十四条第五項		
おいて準用する同法第七			おいて準用する同法第七		
同法第七十五条第五項に	同法第七十四条第五項		同法第七十五条第六項に	同法第七十四条第五項	

(普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等) (普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等) (以下この条において「普通地方公共団体の長等」という。)の区分にに、当該各号に定める額とする。 (以下この条において「普通地方公共団体の長等」という。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 の長等 普通地方公共団体から地方自治法第二百四十三条の二第一項の長等 普通地方公共団体のも地方自治法第二百四十三条の二第一項の長等 普通地方公共団体のも地方自治法第二百四十三条の二第一項の長等 で度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第二百三条の二第一項又は第二百四条第一項若しくは第二百四十三条の二第一項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。)の一会計年度当た支給されている場合には、これらの手当を除く。)の一会計年度当た方給されている場合には、これらの手当を除く。)の一会計年度当た方給されている場合には、これらの手当を除く。)の一会計年度当に方給されている場合には、これらの手当を除く。)の一会計年度当に方給されている場合には、これらの手当を除く。)の一会計年度当に方給されている場合には、これらの手当を除く。)の一会計年度当に方給されている場合には、これらの手当を除く。)の一会計年度当に方給されている場合には、これらの手当を除く。)の一会計年度当に方給されている場合には、これらの手当を除く。)の一会計年度当に方は方式を対象によりに対象を表して、対象に対象を表しまして、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象を表しまして、対象を表し、対象を表して、対象を表し、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象を表し、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象を表して、対象を表し、対象を表して、対象を表し、対象を表し、対象を表し、対象を表して、対象を表し、対象を表し、対象を表し、対象を表し、対象を表して、対象を表し、表し、対象を表し、表し、対象を表し、対象を表し、対象を表し、対象を表し、対象を表し、対象を表し、対象を表し、対象を表し、対象を表し、対象を表し、対象を表し、対象を表し、対象を	第十節 雑則	第五章 財務	し書 十四条の二第十項 三第一項ただ 項
(新設)	第十節 雑則	第五章 財務	

区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額いう。)に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の

- イ 普通地方公共団体の長 六
- □ 副知事若しくは副市町村長、指定都市の総合区長、教育委員会の委員、 大事委員会の委員若しくは公平委員会の委員、選挙管理委員会の委員、 監査委員又は海区漁業調整委員会の委員、選挙管理委員会の委員、 監査委員又は海区漁業調整委員会の委員、選挙管理委員会の委員、
- _ に応じ、 勤手当、 警務官の基準給与年額」という。 務省令で定める方法により算定される額 れらの手当を除く。 法律第九十五号)その他の法律による給与 又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律 となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、 地方警務官 それぞれ次に定める数を乗じて得た額 単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、 国から普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因 の一会計年度当たりの額に相当する額として総 に、 次に掲げる地方警務官の区分 (次項第二号において「地方 (扶養手当、 (昭和二十五年 住居手当、 通
- イ 警視総監又は道府県警察本部長 二
- イに掲げる地方警務官以外の地方警務官

口

次の各号に掲げる普通地方公共団体の長等の区分に応じ、当該各号に定2 地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する政令で定める額は、

める額とする。 次の各号に掲げる普通地方公共団体の長等の区分に応じ、当該各号に

等の基準給与年額等の基準給与年額出力の共団体の長等の基準給与年額

二 地方警務官 地方警務官の基準給与年額

3

た ・地方自治法第二百四十三条の二第一項の条例(第二号において「一部 ・地方公共団体における普通地方公共団体の長等が同項の規定により普通 ・地方公共団体の長等の損害賠償責任を免れたことを知つたときは、速や ・かに、次に掲げる事項を当該普通地方公共団体の長は、当該普通 ・おに、当該事項を公表しなければならない。

び当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額」当該普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となつた事実及

例に基づき控除する額及びその算定の根拠 当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から一部免責条

共団体の長等が賠償の責任を免れた額三 地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定により当該普通地方公

必要な事項は、総務省令で定める。 規定による普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部の免責に関し 前三項に定めるもののほか、地方自治法第二百四十三条の二第一項の

(法人の経営状況等を説明する書類

(法人の経営状況等を説明する書類)

第八章 外部監査契約に基づく監査	第七章 大都市等に関する特例	互間の関係第六章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相	(削る)	(削る)	第百七十三条の二 (略) ② (略)
第九章 外部監査契約に基づく監査	第八章 大都市等に関する特例		第百七十三条の三 削除	第六章 削除	第百七十三条 地方自治法第二百四十三条の三第二項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。 (普通地方公共団体の規則への委任) (普通地方公共団体の規則への委任) (音記契約で定める計算期ごとの事業の計画及び実績に関する書類とする。 定める。

金の基礎となるべき在職期間の通算 恩給並びに都道府県又は市町村の退職年金及び退職一時

第十章 補則

第三編 特別地方公共団体

第三章 地方公共団体の組合

第一節 一部事務組合

第二百十一条の三 地方自治法第二百九十二条の規定によりこの政令中都(特例一部事務組合に関する読替え)

七条の二第二項に規定する特例一部事務組合をいう。)に準用する場合道府県、市又は町村に関する規定を特例一部事務組合(同法第二百八十

準用する同法第九十八条第一項に規定する特例一部事務組合の構成団体する議会」とあるのは「地方自治法第二百八十七条の二第七項において

には

第百二十一条の四第二項中

「地方自治法第九十八条第一

項に規定

の議会」と、第百二十一条の五第二項中「地方自治法第百条第一項に規

議会」と、第百七十四条の四十九の三十八第二項中「地方自治法第二百て準用する同法第百条第一項に規定する特例一部事務組合の構成団体の定する議会」とあるのは「地方自治法第二百八十七条の二第七項におい

金の基礎となるべき在職期間の通算 関給並びに都道府県又は市町村の退職年金及び退職一時

第十一章 補則

第三編 特別地方公共団体

第三章 地方公共団体の組合

第一節 一部事務組合

(特例一部事務組合に関する読替え)

第一 道府県、 例 の二第七項において読み替えて準用する同法第百条第一 第百条第 務組合の構成団体の議会」と、 おいて読み替えて準用する同法第九十八条第一項に規定する特例 に規定する議会」とあるのは においては、 七条の二第二項に規定する特例一部事務組合をいう。 二百十 部事務組合の構成団体の議会」と、 一条の三 市又は町村に関する規定を特例一 一項に規定する議会」とあるのは 第百二十一条の四第二項中 地方自治法第二百九十二条の規定によりこの政令中 「地方自治法第二百八十七条の二第七項 第百二十一条の五第二 第百七十四条の四 「地方自治法第九十八条第一 部事務組合 「地方自治法第二百八十七条 項中 に準用する場合 (同法第二百八十 項に規定する特 十九の三十八 「地方自 治法 部 項 事 都

二百五十二条の四十第二項に規定する特例一部事務組合の構成団体の議るのは「地方自治法第二百八十七条の二第十項において準用する同法第五十二条の四十第二項に規定する議会からの個別外部監査の請求」とあ

第二節 広域連合

会からの

個別外部監査の請求」

と読み替えるものとする

等)(広域連合の条例の制定又は改廃の請求への地方自治法等の規定の準用

第二百十二条 項後段、 0) 項及び第十項中 方公共団体の選挙管理委員会」とあり、 除 連合の条例の制定又は改廃の請求に同法第二編第五章 選挙管理委員会」と読み替えるものとする。 の規定を準用する場合には、 第八十条第四項後段、 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、 「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは、 第八十五条及び第八十六条第四項後段を 同法第七十四条第五項中 並びに同法第七十四条の二第七 (第七十五 「広域連合 「普通地 条第六 広域

条まで、 八十条第一項から第三項まで及び第四項前段、 項から第五項まで及び第六項前段、 規定を準用する場合には、 八十条第四項後段、 0) 制定又は改廃の請求に同法第二編第五章 地方自治法第二 第八十六条第一 一百九十一 第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。 項から第三項まで及び第四項前段、 同法第七十四条の二第八項、 条の六第一項の規定により、 第七十六条から第七十九条まで、 (第七十五条第六項後段 第八十一条から第八十四 第七十五条第 広域連合の条例 第八十七条 第 0 第

2

2

構成団体の議会」と読み替えるものとする。
用する同法第二百五十二条の四十第二項に規定する特例一部事務組合のあるのは「地方自治法第二百八十七条の二第八項において読み替えて準第二項中「地方自治法第二百五十二条の四十第二項に規定する議会」と

第二節 広域連合

等)(広域連合の条例の制定又は改廃の請求への地方自治法等の規定の準用

第二百十二条 項後段、 除く。 二第七項及び第十項中 連合の条例の制定又は改廃の請求に同法第二編第五章 域連合の選挙管理委員会」と読み替えるものとする 普通地方公共団体の選挙管理委員会」とあり、 の規定を準用する場合においては、 第八十条第四項後段、 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、 「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは 第八十五条及び第八十六条第四項後段を 同法第七十四条第五項中 並びに同法第七十 (第七十五 条第 匹 広域 条 広

八十条第四項後段、 八十四条まで、 で、 条第一項から第四項まで及び第五項前段、 規定を準用する場合においては、 の制定又は改廃の請求に同法第二編第五章 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、 第八十条第一 第八十六条第一項から第三項まで及び第四項前段、 項から第三項まで及び第四項前段、 第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。 同法第七十四条の一 第七十六条から第七十九条ま (第七十五条第五項後段 一第八項、 第八十一 広域 連合の 条から第 第七十五 条例 第 0 第 八

いては、 並びに第八十八条の規定は、 準用しない。 広域連合の条例の制定又は改廃の請求につ

第二百十二条の二 いて、 れ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 広域連合の条例の制定又は改廃の請求について準用する。 十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第一項の規定による 九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ 第九十一条から第九十八条まで、 第九十八条の二、 地方自治法第二百九 この場合にお 第

į į	
(各)	(略)
者」という。)	
おいて「選挙権を有する	
有する者(以下この編に	
一項に規定する選挙権を	項
地方自治法第七十四条第	第九十二条第
(略)	(略)
オ 畑 株 冬口	(略) (略) (略) 地方自治法第七十四年 有する者(以下この日 おいて「選挙権を有」という。)

十七条並びに第八十八条の規定は、 準用しない。 広域連合の条例の制定又は改廃の請

求については、

第二百十二条の二 いて、 れ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 広域連合の条例の制定又は改廃の請求について準用する。 十一条の六第一項において準用する同法第七十四条第一項の規定による 九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ 第九十一条から第九十八条まで、 第九十八条の二、 地方自治法第二百 この場合にお 第 九

		•										
									1			
第九十二条第	二項第九十二条第						項	第九十二条第		項まで	三項から第五	第九十一条第
都道府県及び地方自治法	選挙権を有する者				を有する者」という。)	有する者(以下「選挙権	五項に規定する選挙権を	地方自治法第七十四条第			六項各号	地方自治法第七十四条第
二箇月以内	請求権を有する者	」という。)	以下「請求権を有する者	よる請求権を有する者(七十四条第一項の規定に	み替えて準用する同法第	条の六第一項において読	地方自治法第二百九十一	六項各号	用する同法第七十四条第	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十一

略)							三項ただし書	第九十二条第														三項
(略)	あつては三十一日以内	指定都市以外の市町村に	あつては六十二日以内、	都道府県及び指定都市に			七項	地方自治法第七十四条第												つては一箇月以内	定都市以外の市町村にあ	あつては二箇月以内、指
(略)				六十二日以内	七項	用する同法第七十四条第	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十一														
第九十二条第								(新設)														 三 項
地方自治法第七十四条第									あつては三十一日以内	指定都市以外の市町村に	あつては六十二日以内、	都道府県及び指定都市に			七項	地方自治法第七十四条第	つては一箇月以内	定都市以外の市町村にあ	あつては二箇月以内、指	指定都市」という。)に	一項の指定都市(以下「	第二百五十二条の十九第
地方自治法第二百九十一												六十二日以内	七項	用する同法第七十四条第	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十一						

		(略)										(略)		(略)					(略)			
		(略)					(略)	(略)				(略)		(略)					(略)			
		(略)					(略)	(略)				(略)		(略)					(略)			
		第九十五条の									一項	第九十四条第	二第一項	第九十三条の					第九十三条			
	二第一項	地方自治法第七十四条の	つては五日以内	市町村に関する請求にあ	日以内、指定都市以外の	関する請求にあつては十	都道府県又は指定都市に	選挙権を有する者			五項	地方自治法第七十四条第		都道府県又は指定都市	とに	あつては区又は総合区ご	指定都市に関する請求に	あつては市町村ごとに、	都道府県に関する請求に			七項
用する同法第七十四条の	条の六第一項において準	地方自治法第二百九					十日以内	請求権を有する者	五項	用する同法第七十四条第	条の六第一項において準	地方自治法第二百九		広域連合					市町村ごとに	七項	用する同法第七十四条第	条の六第一項において準

														1				ı				
													(略)				(略)				(略)	
(略)					(略)				(略)				(略)				(略)				(略)	
(略)					(略)				(略)				(略)				(略)				(略)	
												一項	第九十六条第			四	第九十五条の			Ξ	第九十五条の	
同法第七十四条第五項	あつては五日以内	の市町村に関する請求に	十日以内、指定都市以外	に関する請求にあつては	、都道府県又は指定都市			項	同法第七十四条の二第六			可	地方自治法第七十四条第			二第六項	地方自治法第七十四条の			二第五項	地方自治法第七十四条の	
同法第二百九十一条の六					十日以内	項	同法第七十四条の二第六	第一項において準用する	同法第二百九十一条の六	一項	用する同法第七十四条第	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十一	二第六項	用する同法第七十四条の	条の六第一項において準	地方自治法第二百九	二第五項	用する同法第七十四条の	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十一	二第一項

(広域連合の事務監査の請求への地方自治法等の規定の準用等)

第二百十二条の三 段、 四条の二第七項及び第十項中「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは とあり、 用する同法第七十四条第五項中 広域連合の事務の監査の請求に同法第二編第五章 「広域連合の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。 の規定を準用する場合には、 第八十条第四項後段、 並びに同法第七十五条第六項前段において準用する同法第七十 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、 第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く 「普通地方公共団体の選挙管理委員会」 同法第七十五条第六項前段において準 (第七十五条第六項後

項まで及び第四項前段、 四項前段、 第七十六条から第七十九条まで、第八十条第一項から第三項まで及び第 第六項前段 用する場合には、 四項後段、 の監査の請求に同法第二編第五章 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の事務 第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。)の規定を準 第八十一条から第八十四条まで、第八十六条第一項から第三 (同法第七十四条の二第八項の準用に係る部分に限る。) 、 同法第七十四条から第七十四条の四まで、 第八十七条並びに第八十八条の規定は、 (第七十五条第六項後段、 第七十五条 第八十条第 広域連 2

2

第二項

用する同法第七十四条第 兀 項

(広域連合の事務監査の請求への地方自治法等の規定の準用等

第二百十二条の三 るのは、 段、 第七十四条の二第七項及び第十項中 員会」とあり、 いて準用する同法第七十四条第五項中 広域連合の事務の監査の請求に同法第二編第五章 の規定を準用する場合においては、 第八十条第四項後段、 「広域連合の選挙管理委員会」と読み替えるものとする。 並びに同法第七十五条第五項前段において準用する同 地方自治法第二百九十一条の六第 第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く 「都道府県の選挙管理委員会」 「普通地方公共団体の選挙管理委 同法第七十五条第五項前段にお (第七十五条第五項後 一項の規定により、 とあ

。)、第七十六条から第七十九条まで、第八十条第一項から第三項まで 用する場合においては、 四項後段、 広域連合の事務の監査の請求については、準用しない ら第三項まで及び第四項前段、 及び第四項前段、 十五条第五項前段 の監査の請求に同法第二編第五章 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、 第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。 第八十一条から第八十四条まで、 (同法第七十四条の二第八項の準用に係る部分に限る 同法第七十四条から第七十四条の四まで、 第八十七条並びに第八十八条の規定は (第七十五条第五項後段、 第八十六条第一項 広域連合の事務 の規定を準 第八十条第 第七

第二百十二条の四 第九十一条から第九十八条まで、 第九十八条の三第二

第二百十二条の四

第九十一条から第九十八条まで、

第九十八条の三第二

合の事務の監査の請求については、準用しない。

に読み替えるものとする。
に読み替えるものとする。
この場合において準用する同法第七十五条第一項の規定による広域連合の事務の
の規定が第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百九十一条の六第一項

者」という。)		
おいて「請求権を有する		
有する者(以下この編に	者」という。)	
一項に規定する請求権を	おいて「選挙権を有する	
用する同法第七十四条第	有する者(以下この編に	
条の六第一項において準	一項に規定する選挙権を	一項
地方自治法第二百九十一	地方自治法第七十四条第	第九十二条第
(略)	(略)	
各号		
る同法第七十四条第六項		
六項前段において準用す		
用する同法第七十五条第		項まで
条の六第一項において準	六項各号	三項から第五
地方自治法第二百九十一	地方自治法第七十四条第	第九十一条第
(略)	(略)	(略)

に読み替えるものとする。
に読み替えるものとする。
この場合において準用する同法第七十五条第一項の規定による広域連合の事務の
の表の正欄に掲げる字句において準用する同法第七十五条第一項の規定による広域連合の事務の

」という。)		
以下「請求権を有する者		
よる請求権を有する者(
七十五条第一項の規定に	を有する者」という。)	
み替えて準用する同法第	有する者(以下「選挙権	
条の六第一項において読	五項に規定する選挙権を	可
地方自治法第二百九十一	地方自治法第七十四条第	第九十二条第
関		
広域連合の監査を行う機	普通地方公共団体の長	
各号		
る同法第七十四条第六項		
五項前段において準用す		
用する同法第七十五条第		項まで
条の六第一項において準	六項各号	三項から第五
地方自治法第二百九十一	地方自治法第七十四条第	第九十一条第
		項
関		一項及び第二
広域連合の監査を行う機	普通地方公共団体の長	第九十一条第

第九十二条第一											三項	第九十二条第		(略)
七項七項									つては一箇月以内	定都市以外の市町村にあ	あつては二箇月以内、指	都道府県及び指定都市に		(略)
地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十五条第二項において準用する同法第七十五条第												二箇月以内		(略)
· (新設)											三項	第九十二条第	二項	第九十二条第
	おつては三十一日以内指定都市以外の市町村に	かつては大十二日以下、 都道府県及び指定都市に		七項	地方自治法第七十四条第	つては一箇月以内	定都市以外の市町村にあ	あつては二箇月以内、指	指定都市」という。)に	一項の指定都市(以下	第二百五十二条の十九第	都道府県及び地方自治法		選挙権を有する者
	内 村 卢 に	引 [1]			弗		(V)	11	1	\neg	邪	法		

-																						
					可項	第九十四条第		(略)					(略)				四項	第九十二条第				
(略)	(略)				五項	地方自治法第七十四条第		(略)					(略)				七項	地方自治法第七十四条第	あつては三十一日以内	指定都市以外の市町村に	あつては六十二日以内、	都道府県及び指定都市に
(略)	(略)	る同法第七十四条第五項	六項前段において準用す	用する同法第七十五条第	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十一		(略)					(略)	る同法第七十四条第七項	六項前段において準用す	用する同法第七十五条第	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十一				六十二日以内
					可項	第九十四条第	二第一項	第九十三条の					第九十三条				四項	第九十二条第				
都道府県又は指定都市に	選挙権を有する者				五項	地方自治法第七十四条第		都道府県又は指定都市	シビ	あつては区又は総合区ご	指定都市に関する請求に	あつては市町村ごとに、	都道府県に関する請求に				七項	地方自治法第七十四条第				
十日以内	請求権を有する者	る同法第七十四条第五項	五項前段において準用す	用する同法第七十五条第	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十一		広域連合					市町村ごとに	る同法第七十四条第七項	五項前段において準用す	用する同法第七十五条第	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十一				

第九十六条第					四	第九十五条の					三	第九十五条の					=	第九十五条の				
(略)					二第六項	地方自治法第七十四条の					二第五項	地方自治法第七十四条の					二第一項	地方自治法第七十四条の				
(略)	六項	る同法第七十四条の二第	六項前段において準用す	用する同法第七十五条第	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十一	五項	る同法第七十四条の二第	六項前段において準用す	用する同法第七十五条第	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十一	一項	る同法第七十四条の二第	六項前段において準用す	用する同法第七十五条第	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十一				
第九十六条第					四	第九十五条の					=	第九十五条の						第九十五条の				
地方自治法第七十四条第					二第六項	地方自治法第七十四条の					二第五項	地方自治法第七十四条の					二第一項	地方自治法第七十四条の	つては五日以内	市町村に関する請求にあ	日以内、指定都市以外の	関する請求にあつては十
地方自治法第二百九十一	六項	る同法第七十四条の二第	五項前段において準用す	用する同法第七十五条第	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十	五項	る同法第七十四条の二第	五項前段において準用す	用する同法第七十五条第	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十	一項	る同法第七十四条の二第	五項前段において準用す	用する同法第七十五条第	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十				

	第																		
項	第九十六条第																		項
二第十項	地方自治法第七十四条の	(略)					同法第七十四条第五項					(略)				項	同法第七十四条の二第六		
六項前段において準用す 果する同法第七十五条第	地方自治法第二百九十一	(略)	第七十四条第五項	段において準用する同法	同法第七十五条第六項前	第一項において準用する	同法第二百九十一条の六					(略)	第七十四条の二第六項	段において準用する同法	同法第七十五条第六項前	第一項において準用する	同法第二百九十一条の六		
項	第九十六条第																		項
二第十項	地方自治法第七十四条の	選挙権を有する者					同法第七十四条第五項	あつては五日以内	の市町村に関する請求に	十日以内、指定都市以外	に関する請求にあつては	、都道府県又は指定都市				項	同法第七十四条の二第六		一項
	条の																		

による事務の監査					
第七十五条第三項の規定					
項において準用する同法	による議会の審議				
第二百九十一条の六第一	第七十四条第三項の規定		(略)	(略)	
関		二項			
広域連合の監査を行う機	普通地方公共団体の長	第九十八条第	(略)	(略)	(略)
関		一項			
広域連合の監査を行う機	普通地方公共団体の長	第九十八条第	(略)	(略)	(略)
	つては三日以内				
	市町村に関する請求にあ				
	日以内、指定都市以外の				
	関する請求にあつては五	二項			
日日以内	都道府県又は指定都市に	第九十七条第	(略)	(略)	(略)
関					
広域連合の監査を行う機	普通地方公共団体の長		(略)	(略)	
請求権を有する者	選挙権を有する者		(略)	(略)	
る同法第七十四条第五項			る同法第七十四条第五項		
五項前段において準用す			六項前段において準用す		
用する同法第七十五条第			用する同法第七十五条第		
条の六第一項において準	五項	可項	条の六第一項において準	五項	項
地方自治法第二百九十一	地方自治法第七十四条第	第九十七条第	地方自治法第二百九十一	地方自治法第七十四条第	第九十七条第
十項			十項		
る同法第七十四条の二第			る同法第七十四条の二第		

(広域連合の議会の解散の請求への地方自治法等の規定の準用等)

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるも第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。)第二百十三条地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域第二百十三条地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域

のとする。

第七十六条第 準用する第七 四項において 十四条第五項 五十分の 数とを合算して得た数) 場合にはその四十万を超 十万を超え八十万以下の 三分の一(その総数が四 を乗じて得た数と四十万 た数と四十万に六分の一 数に八分の一を乗じて得 数が八十万を超える場合 の一を乗じて得た数とを て得た数と四十万に三分 える数に六分の一を乗じ に三分の一を乗じて得た にはその八十万を超える 合算して得た数、その総

第二百十三条(地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域(広域連合の議会の解散の請求への地方自治法等の規定の準用等)

第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。)連合の議会の解散の請求に同法第二編第五章(第七十五条第五項後段、

えるものとする。同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中

十四条第五項 準用する第七 四項において 第七十六条第 五十分の その総数が八十万を超え 数とを合算して得た数、 場合にあつてはその四十 十万を超え八十万以下の 三分の一(その総数が四 た数と四十万に三分の一 万に六分の一を乗じて得 十万を超える数に八分の る場合にあってはその八 に三分の一を乗じて得た を乗じて得た数と四十万 万を超える数に六分の一 を乗じて得た数と四十

を乗じて得た数とを合算

て得た数

						(略)		(略)		(略)						(略)		
	(略)					(略)		(略)		(略)						(略)		(略)
	(略)					(略)		(略)		(略)						(略)		(略)
						第七十七条	三項	第七十六条第	一項	第七十六条第	項	七項及び第十	十四条の二第	準用する第七	四項において	第七十六条第		
						七		六		六		U M	\mathcal{O}	る笠	おい	六		
	<u>-1</u> x17	1			<i>•</i>				p.h-			井	第	七			<i>frife</i>	
	都道府県知事				の議長	条 普通地方公共団体の議会		条第一選挙人	管理委員会	条第 普通地方公共団体の選挙		第十 ————————————————————————————————————	第	光	いて 会	条第一都道府県の選挙管理委員	管理委員会	普通地方公共団体の選挙

	間は、することができない。		
同条第三項の規定による解散の投票のあつた日から一年	解散の請求は、同条第三項の規定による解		
の規定による広域連合の議会の	において準用する同法第七十六条第一項の規定による広域連合		
伝法第二百九十一条の六第一	の議員を選挙する広域連合に係る地方自治法第二百九十一条の六第一項		
云において当該広域連合の議	3 広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広域連合の議会		3 (略)
	用しない。		Vo
云の解散の請求については、準	同法第七十九条の規定は、広域連合の議会の解散の請求については、	の請求については、準用しな	七十九条の規定は、広域連合の議会の解散の請求については、
の議会の解散の請求にあつては	域連合の議会の議員を選挙する広域連合の議会の解散	解散の請求にあつては同法第	の議会の議員を選挙する広域連合の議会の解散の請求に
公共団体の議会において当該	条の規定並びに広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広	-の議会において当該広域連合	定並びに広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広域連合
12、第八十七条並びに第八十	六条第一項から第三項まで及び第四項前段、第八十七条並びに第八十八	第八十七条並びに第八十八条の規	一項から第三項まで及び第四項前段、第八
宋から第八十四条まで、第八十	ら第三項まで及び第四項前段、第八十一条から第八十四条まで、	八十四条まで、第八十六条第	項まで及び第四項前段、第八十一条から第八十四条まで、
に限る。)、第八十条第一項	第七十四条の二第八項の準用に係る部分に限る。)、第八十条第一項か)、第八十条第一項から第三	四条の二第八項の準用に係る部分に限る。)、第八十条第一項から第三
削段、第七十六条第四項(同法	十五条第一項から第四項まで及び第五項前段、第七十六条第四項	第七十六条第四項(同法第七十	第一項から第五項まで及び第六項前段、第
同法第七十四条から第七十四条の四まで、第七	用する場合においては、同法第七十四条か	一十四条の四まで、第七十五条	用する場合には、同法第七十四条から第七十四条の四まで、
四項後段を除く。)の規定を	四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。)の規定を準	項後段を除く。) の規定を準	四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。)
十五条第五項後段、第八十条第	の解散の請求に同法第二編第五章(第七十五条第五項後段、	(第七十五条第六項後段、第八十条第	の解散の請求に同法第二編第五章(第七十
の規定により、広域連合の議会	2 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、	規定により、広域連合の議会	2 地方自治法第二百九十一条の六第一項の
広域連合の長	市町村長	(略)	(略)
会。以下同じ。)			
域連合にあつては、理事			
に代えて理事会を置く広			
三第二項の規定により長			

第二百十三条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、

の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表えの域連合の議会の解散の請求について準用する。この場合において、た十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第一項の規定によ第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百

			一項	第九十二条第		(略)	(略)
	者」という。)	おいて「選挙権を有する有する者(以下この編に	一項に規定する選挙権を	地方自治法第七十四条第	(略)	(略)	(略)
者」という。)	有する者(以下この編に	一項に規定する請求権を用する同法第七十四条第	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十一	(略)	(略)	(略)

第二百十三条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、 第二百十三条の二 第九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第一項の規定によ
な成連合の議会の解散の請求について準用する。この場合において、
る広域連合の議会の解散の請求について準用する。この場合において、
の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

」という。)		
以下「請求権を有する者		
よる請求権を有する者(
七十六条第一項の規定に	を有する者」という。)	
み替えて準用する同法第	有する者(以下「選挙権	
条の六第一項において読	五項に規定する選挙権を	可
地方自治法第二百九十一	地方自治法第七十四条第	第九十二条第
会		
広域連合の選挙管理委員	普通地方公共団体の長	
法第七十四条第六項各号		
四項において準用する同		
用する同法第七十六条第		項まで
条の六第一項において準	六項各号	三項から第五
地方自治法第二百九十一	地方自治法第七十四条第	第九十一条第
		項
会		一項及び第二
広域連合の選挙管理委員	普通地方公共団体の長	第九十一条第

三項ただし書													三項	第九十二条第		(略)
七項 七項 七項 千匹条第											つては一箇月以内	定都市以外の市町村にあ	あつては二箇月以内、指	都道府県及び指定都市に		(略)
出方 自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第七十六条第 回項において準用する同														二箇月以内		(略)
(親記)													三項	第九	二項	第九十二条第
記														第九十二条第		二条第
新花)	あっては三十一日以内	おっては三十一日以内指定都市以外の市町村に	あつては六十二日以内、	都道府県及び指定都市に		七項	地方自治法第七十四条第	つては一箇月以内	定都市以外の市町村にあ	あつては二箇月以内、指	指定都市」という。)に	一項の指定都市(以下「	第二百五十二条の十九第	十二条第一都道府県及び地方自治法		二条第 選挙権を有する者

					一 項	第九十四条第		略)					略)					略)				
五十分の一	(略)					(略)		(略)					(略)					(略)	あつては三十一日以内	指定都市以外の市町村に	あつては六十二日以内、	都道府県及び指定都市に
三分の一(その総数が四	(略)					(略)		(略)					(略)					(略)				六十二日以内
					可項	第九十四条第	二第一項	第九十三条の					第九十三条				四項	第九十二条第				
五十分の一	選挙権を有する者				五項	地方自治法第七十四条第		都道府県又は指定都市	とに	あつては区又は総合区ご	指定都市に関する請求に	あつては市町村ごとに、	都道府県に関する請求に				七項	地方自治法第七十四条第				
三分の一(その総数が四	請求権を有する者	法第七十四条第五項	四項において準用する同	用する同法第七十六条第	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十一		広域連合					市町村ごとに	法第七十四条第七項	四項において準用する同	用する同法第七十六条第	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十一				

		(略)																		
		Ü																		
		(略)					(略)													
		(略)					(略)	数とを合算して得た数)	に三分の一	を乗じて得	た数と四十	数に八分の	にはその八	数が八十万	合算して得た数、その総	の一を乗じ	て得た数と	える数に六分の一を乗じ	場合にはその四十万を超	十万を超え
								して得た粉	に三分の一を乗じて得た	を乗じて得た数と四十万	た数と四十万に六分の一	数に八分の一を乗じて得	にはその八十万を超える	数が八十万を超える場合	た数、その	の一を乗じて得た数とを	て得た数と四十万に三分	分の一を垂	の四十万を	十万を超え八十万以下の
								<u>数</u>	行 た 	方	<u></u>	得	る	合	総	を	分	だし	超	ア の <u></u>
	<u></u>	第九十五条																		
		<u> </u>																		
		五条の																		
	二第一項	五条の 地方自治法第七十四条の	つては五日以内	市町村に関する請求にあ	日以内、指定都市以外の	関する請求にあつては十	都道府県又は指定都市に													

												I										
										項	第九十六条第					(略)					(略)	
		(略)					(略)				(略)					(略)					(略)	
		(略)					(略)				(略)					(略)					(略)	
																	1					
										可	第九十六条第				四	第九十五条の				三	第九十五条の	
十日以内、指定都市以外	に関する請求にあつては	、都道府県又は指定都市				項	同法第七十四条の二第六			一項	地方自治法第七十四条第				二第六項	地方自治法第七十四条の				二第五項	地方自治法第七十四条の	
		十日以内	十四条の二第六項	おいて準用する同法第七	同法第七十六条第四項に	第一項において準用する	同法第二百九十一条の六	一項	用する同法第七十六条第	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十一	法第七十四条の二第六項	四項において準用する同	用する同法第七十六条第	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十一	法第七十四条の二第五項	四項において準用する同	用する同法第七十六条第	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十一	法第七十四条の二第一項

を乗じて得た数と四十万を乗じて得た数と四十万に対の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万の一を乗じて得	
た数と四十万に六分の数に八分の一を乗じて	
数に八分の一を乗じて	
にはその八十万を超える	
数が八十万を超える場合	
合算して得た数、その総	
の一を乗じて得た数とを	
て得た数と四十万に三分	
える数に六分の一を乗じ	
場合にはその四十万を超	
十万を超え八十万以下の	
三分の一(その総数が四	五十分の一
(略)	(略)
(略)	(略)

して得た数)		
を乗じて得た数とを合算		
た数と四十万に三分の一		
万に六分の一を乗じて得		
一を乗じて得た数と四十		
十万を超える数に八分の		
る場合にあつてはその八		
その総数が八十万を超え		
数とを合算して得た数、		
に三分の一を乗じて得た		
を乗じて得た数と四十万		
万を超える数に六分の一		
場合にあつてはその四十		
十万を超え八十万以下の		
三分の一(その総数が四	五十分の一	
請求権を有する者	選挙権を有する者	
十四条第五項		
おいて準用する同法第七		
同法第七十六条第四項に		
第一項において準用する		
同法第二百九十一条の六	同法第七十四条第五項	
	あつては五日以内	
	一の市町村に関する請求に	

													一項	第 九			(略)
														第九十七条第			
										五十分の一	(略)			(略)			(略)
 を 乗 数	 数 に	には	数 が		<i>の</i>	 て 得	える		 十 万	 三 分	(略)			(略)			(略)
を乗じて得た数と四十万た数と四十万	数に八分の一を乗じて得	にはその八十万を超える	数が八十万を超える場合	合算して得た数、その総	の一を乗じて得た数とを	て得た数と四十万に三分	える数に六分の一を乗じ	場合にはその四十万を超	十万を超え八十万以下の	三分の一(その総数が四	Į)			[]			į)
													可	第九十七条第		二項	第九十六条第
										五十分の一	選挙権を有する者		五項	地方自治法第七十四条第		二第十項	地方自治法第七十四条の
											者			十四条第			十四条の

項前段におい 十万を超え八十万以下の	第八十条第四 五十分の一 三分の一(その総数が四	えるものとする。	同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替	く。)の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中	後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除	連合の議会の議員の解職の請求に同法第二編第五章(第七十五条第六日	第二百十四条 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広1		(広域連合の議会の議員の解職の請求への地方自治法等の規定の準用等		(略) (略) (略)					(略) (略) (略)		(略) (略)		数とを合算して得た数)	
え八十万以下の 項前段にお	(その総数が四 第八十条第四	読み替える	,げる字句に読み替 規定中同表	だる同法の規定中 く。)の規	条第四項後段を除 後段、第八	(第七十五条第六項 連合の議会	規定により、広域 第二百十四条	· · ·	等の規定の準用等 (広域連合	一項	第九十八条第				二項	第九十七条第				昇して得た数)	
おい		るものとする。		規定を準用する場合においては、	十条第四項後段、		条 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、				八条第 普通地方公共団体の長	つては三日以内	市町村に関する請求にあ	日以内、指定都市以外の	関する請求にあつては五	都道府県又は指定都市		普通地方公共団体の長			
十万を超え八十万以下の	三分の一(その総数が四		の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に	、次の表の上欄に掲げる同法の	第八十五条及び第八十六条第四項後段を除	の議員の解職の請求に同法第二編第五章(第七十五条第五項	不の六第一項の規定により、広域		の議会の議員の解職の請求への地方自治法等の規定の準用等	会	広域連合の選挙管理委員		<u>あ</u>	(1)	<u> </u>	に 五日以内	会	広域連合の選挙管理委員	して得た数)	を乗じて得た数とを合算	

項	第八十条第一						(略)													項	七十四条第五	て準用する第
	所属の選挙区						(略)		(略)													
により当該広域連合の議	広域連合の選挙人の投票						(略)		(略)		数とを合算して得た数)	に三分の一を乗じて得た	を乗じて得た数と四十万	た数と四十万に六分の一	数に八分の一を乗じて得	にはその八十万を超える	数が八十万を超える場合	合算して得た数、その総	の一を乗じて得た数とを	て得た数と四十万に三分	える数に六分の一を乗じ	場合にはその四十万を超
項	第八十条第一	十項	第七項及び第	七十四条の二	て準用する第	項前段におい	第八十条第四													項	七十四条第五	て準用する第
	所属の選挙区					会	都道府県の選挙管理委員	管理委員会	普通地方公共団体の選挙													
により当該広域連合の議	広域連合の選挙人の投票					会	広域連合の選挙管理委員	会	広域連合の選挙管理委員	して得た数)	を乗じて得た数とを合算	た数と四十万に三分の一	万に六分の一を乗じて得	一を乗じて得た数と四十	十万を超える数に八分の	る場合にあってはその八	その総数が八十万を超え	数とを合算して得た数、	に三分の一を乗じて得た	を乗じて得た数と四十万	万を超える数に六分の一	場合にあつてはその四十

			ı																	
		(略)																		
(略)	(略)	(略)			(略)	(略)		(略)												
(略)	(略)	(略)			(略)	(略)		(略)	という。)	項において「選挙区等」	域(以下この項及び第三	ている地方公共団体の区	を選挙した議会が置かれ	連合にあつては当該議員	会の議員を選挙する広域	おいて当該広域連合の議	る地方公共団体の議会に	挙区、広域連合を組織す	連合にあつては所属の選	会の議員を選挙する広域
	項	第八十条第三																		
この場合において	選挙人	当該選挙区			この場合におい	当該選挙区	管理委員会	普通地方公共												
いて					わいて			普通地方公共団体の選挙												

の規		、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。)	十条第四項後段、	段を除く。)の規	十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。)	段、第八十五条及び	十条第四項後
第八	(第七十五条第五項後段、第	の請求に同法第二編第五章(の議員の解職の	第六項後段、第八	#第五章 (第七十五条第六項後段、	の議員の解職の請求に同法第二編第五章	の議員の解職の
議会	広域連合の	第二百九十一条の六第一項の規定により、	地方自治法	広域連合の議会 2	ハ第一項の規定により、	第二百九十一条の六第一	2 地方自治法第二百九十
	広域連合の長	市町村長			(略)	(略)	
	会。以下同じ。)						
	域連合にあつては、理事						
	に代えて理事会を置く広						
	三第二項の規定により長						
	用する第二百八十七条の						
	十一条の十三において準						
	広域連合の長(第二百九	都道府県知事			(略)	(略)	
	た議会の議長						
	は当該関係議員を選挙し						
	挙する広域連合にあつて						
	域連合の議会の議員を選						
	体の議会において当該広						
	合を組織する地方公共団						
	員及び議長並びに広域連	の関係議員及び議長					
	広域連合の議会の関係議	普通地方公共団体の議会			(略)	(略)	
	会	管理委員会	可				
	広域連合の選挙管理委員	普通地方公共団体の選挙	第八十二条第		(略)	(略)	(略)
	連合において						
	会の議員を選挙する広域						

ては 八十四条ただし書の規定は、 の議員を選挙する広域連合の議会の議員の解職の請求にあつては同法第 に広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広域連合の議会 ら第三項まで及び第四項前段、 部分に限る。)、第八十一条、 条まで、第八十条第四項前段 十五条第一項から第五項まで及び第六項前段、 定を準用する場合には、 準用しない。 同法第七十四条から第七十四条の四まで、 広域連合の議会の議員の解職の請求につい (同法第七十四条の二第八項の準用に係る 第八十七条並びに第八十八条の規定並び 第八十二条第二項、 第七十六条から第七十九 第八十六条第一項か 第七

同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

「大一条の六第一項において準用する同法第八十条第一項の規定による広域連合の議会の議員の解職の請求について準用する。この場合において域連合の議会の議員の解職の請求について準用する。この場合において域連合の議会の議員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の四の規定は、地方自治法第二百第二百十四条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、

————— (略)	(略)
<u></u> 略)	(略)
(略)	(略)

については、 同法第八十四条ただし書の規定は、 の議会の議員を選挙する広域連合の議会の議員の解職の請求にあつては 定並びに広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広域連合 に係る部分に限る。)、第八十一条、 七十九条まで、第八十条第四項前段 定を準用する場合においては、 項から第三項まで及び第四項前段、第八十七条並びに第八十八条の規 第七十五条第一項から第四項まで及び第五項前段、 準用しない。 同法第七十四条から第七十四条の四 広域連合の議会の議員の解職の請 第八十二条第二項、 (同法第七十四条の二第八項の準用 第七十六条から第 第八十六条第 [まで 求

同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ
広域連合の議会の議員の解職の請求について準用する。この場合におい
広域連合の議会の議員の解職の請求について準用する。この場合におい
広域連合の議会の議員の解職の請求について準用する。この場合におい
広域連合の議会の議員の解職の請求について準用する。
「の場合においたが連合の表の一種に掲げる字句に読み替えるものとする。

			tota			toto
	項まで	二項から第五	第九十一条第	項	一項及び第二	第九十一条第
		六項各号	地方自治法第七十四条第			普通地方公共団体の長
項前段において準用する	用する同法第八十条第四	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十一		会	広域連合の選挙管理委員

果する同法第八十条第四条の六第一項において準	七項				
地方自治法第二百九十	地方自治法第七十四条第				
	つては一箇月以内				
	定都市以外の市町村にあ				
	あつては二箇月以内、指				
	指定都市」という。)に			つては一箇月以内	
	一項の指定都市(以下「			定都市以外の市町村にあ	
	第二百五十二条の十九第	三項		あつては二箇月以内、指	三項
二箇月以内	都道府県及び地方自治法	第九十二条第	二箇月以内	都道府県及び指定都市に	第九十二条第
		二項			
請求権を有する者	選挙権を有する者	第九十二条第	(略)	(略)	(略)
という。)			者」という。)		
下「請求権を有する者」			おいて「請求権を有する		
る請求権を有する者(以			有する者(以下この編に	者」という。)	
八十条第一項の規定によ	を有する者」という。)		一項に規定する請求権を	おいて「選挙権を有する	
み替えて準用する同法第	有する者(以下「選挙権		用する同法第七十四条第	有する者(以下この編に	
条の六第一項において読	五項に規定する選挙権を	一項	条の六第一項において準	一項に規定する選挙権を	一項
地方自治法第二百九十一	地方自治法第七十四条第	第九十二条第	地方自治法第二百九十一	地方自治法第七十四条第	第九十二条第
会					
広域連合の選挙管理委員	普通地方公共団体の長		(略)	(略)	
号					
同法第七十四条第六項各					

	指定都市に関する請求にあつては市町村ごとに、				
市町村ごとに	都道府県に関する請求に	第九十三条	(略)	(略)	(略)
同法第七十四条第七項					
項前段において準用する					
用する同法第八十条第四					
条の六第一項において準	七項	四項			
地方自治法第二百九十一	地方自治法第七十四条第	第九十二条第	(略)	(略)	(略)
				あつては三十一日以内	
				指定都市以外の市町村に	
				あつては六十二日以内、	
			六十二日以内	都道府県及び指定都市に	
			同法第七十四条第七項		
			項前段において準用する		
			用する同法第八十条第四		
			条の六第一項において準	七項	三項ただし書
		(新設)	地方自治法第二百九十一	地方自治法第七十四条第	第九十二条第
	あつては三十一日以内				
	指定都市以外の市町村に				
	あつては六十二日以内、				
六十二日以内	都道府県及び指定都市に				
同法第七十四条第七項					
項前段において準用する					

		項	第 (略) (略)
		五十分の一	(路)
た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万	の八十万と 大	三 三 一 (略) (略) (での 総数が 四	(路)
		項	第九十三条の
	-	五十分の一番を有する者	地方
		一 有 7 7 7 7 7 7 7 7 7	地方自台去第七十四条第一世方自台去第七十四条第一世方自台去第七十四条第一世方自台表第一世为自台表第一世为自台表第一世为自台表第一世为自台表第一世为自台表第一世为自台表第一世为自台表第一世为自台表第一世为自台表第一世为自台表第一世为自台表第一世为自台表第一世为自台表第一世为自台表第一世为自台表第一世为自台表第一世为自台表的一世和一世和一世和一世和一世和一世和一世和一世和一世和一世和一世和一世和一世和一

		<u></u>				(t				ng fr						
		(略)				(略)				(略)						
		(略)				(母)				(略)					(略)	
		(略)				(略)				(略)					(略)	数とを合算して得た数)
	四	第九十五条			三	第九十五条				第九十五条						
		米の				0				0						
	二第六項	来の 地方自治法第七十四条の			二第五項	の地方自治法第七十四条の			二第一項	の地方自治法第七十四条の	つては五日以内	市町村に関する請求にあ	日以内、指定都市以外の	関する請求にあつては十	都道府県又は指定都市に	

																			一項	第九十六条第		
五十分の一	(略)					(略)					(略)					(略)				(略)		
三分の一(その総数が四	(略)					(略)					(略)					(略)				(略)		
																			項	第九十六条第		
五十分の一	選挙権を有する者					同法第七十四条第五項	あつては五日以内	の市町村に関する請求に	十日以内、指定都市以外	に関する請求にあつては	、都道府県又は指定都市				項	同法第七十四条の二第六			可	地方自治法第七十四条第		
三分の一(その総数が四	請求権を有する者	七十四条第五項	において準用する同法第	同法第八十条第四項前段	第一項において準用する	同法第二百九十一条の六					十日以内	七十四条の二第六項	において準用する同法第	同法第八十条第四項前段	第一項において準用する	同法第二百九十一条の六	項	用する同法第八十条第一	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十一	項	同法第七十四条の二第六

_	第																	
項	第九十七条第				(略)													
	(略)				(略)													
	(略)				(略)	数とを合算して得た数)	に三分の一を乗じて得た	を乗じて得た数と四十万	た数と四十万に六分の一	数に八分の一を乗じて得	にはその八十万を超える	数が八十万を超える場合	合算して得た数、その総	の一を乗じて得た数とを	て得た数と四十万に三分	える数に六分の一を乗じ	場合にはその四十万を超	十万を超え八十万以下の
一 項	第			二項	第九													
,	第九十七条第				第九十六条第													
五項	九十七条第 地方自治法第七十四条第			二第十項	十六条第 地方自治法第七十四条の													

	日以内、指定都市以外の					
	関する請求にあつては五	二項				
五日以内	都道府県又は指定都市に	第九十七条第		(略)	(略)	(略)
会			I			
広域連合の選挙管理委員	普通地方公共団体の長			(略)	(略)	
して得た数)			I			
を乗じて得た数とを合算				数とを合算して得た数)		
た数と四十万に三分の				に三分の一を乗じて得た		
万に六分の一を乗じて得				を乗じて得た数と四十万		
一を乗じて得た数と四十				た数と四十万に六分の一		
十万を超える数に八分の				数に八分の一を乗じて得		
る場合にあつてはその八				にはその八十万を超える		
その総数が八十万を超え				数が八十万を超える場合		
数とを合算して得た数、				合算して得た数、その総		
に三分の一を乗じて得た				の一を乗じて得た数とを		
を乗じて得た数と四十万				て得た数と四十万に三分		
万を超える数に六分の一				える数に六分の一を乗じ		
場合にあつてはその四十				場合にはその四十万を超		
十万を超え八十万以下				十万を超え八十万以下の		
三分の一(その総数が	五十分の一			三分の一(その総数が四	五十分の一	
請求権を有する者	選挙権を有する者		I	(略)	(略)	
同法第七十四条第五項						
項前段において準用する						

(略)	
(略)	
(略)	
一項 第九十二	

(広域連合の長の解職の請求への地方自治法等の規定の準用等)

第二百十五条 句は、 後段、 は、 る場合には、 職の請求に同法第二編第五章(第七十五条第六項後段、 七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつて 連合の長 理事。 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。)の規定を準用す (同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十 以下この条から第二百十五条の五までにおいて同じ。)の解 次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、 第八十条第四項 広域

合	数が八十万を超える場合		
総	合算して得た数、その総		
を	の一を乗じて得た数とを		
分	て得た数と四十万に三分		
じ	える数に六分の一を乗じ		十四条第五項
超	場合にはその四十万を超		準用する第七
0	十万を超え八十万以下の		二項において
四	三分の一(その総数が四	五十分の一	第八十一条第

法等の規定の準用等)	の解職の請求への地方自治法	(広域連合の長
会		一項
広域連合の選挙管理委員	普通地方公共団体の長	第九十八条第
	つては三日以内	
	市町村に関する請求にあ	

第二百十五条 は、 げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする 連合の長 る場合においては、 後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。)の規定を準用す 職の請求に同法第二編第五章 七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつて 理事。以下この条から第二百十五条の五までにおいて同じ。)の解 (同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十 地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、 次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲 (第七十五条第五項後段、 第八十条第四 広域 項

				十四条第五項	準用する第七	二項において	第八十一条第 五十
							五十分の一
その総数が八十万を超え	数とを合算して得た数、	に三分の一を乗じて得た	を乗じて得た数と四十万	万を超える数に六分の一	場合にあつてはその四十	十万を超え八十万以下の	三分の一(その総数が四

項において準用する第七		二項	項において準用する第八		二項
第二百九十一条の六第一	前条第二項	第八十二条第	第二百九十一条の六第一	前条第二項	第八十二条第
会	管理委員会	一項			
広域連合の選挙管理委員	普通地方公共団体の選挙	第八十一条第	(略)	(略)	(略)
		十六条第三項			
		準用する第七			
		二項において			
広域連合の選挙人	選挙人	第八十一条第	(略)	(略)	略)
		項			
		七項及び第十			
		十四条の二第			
		準用する第七			
会	会	二項において			
広域連合の選挙管理委員	都道府県の選挙管理委員	第八十一条第	(略)	(略)	(略)
会	管理委員会				
広域連合の選挙管理委員	普通地方公共団体の選挙		(略)	(略)	
して得た数)					
を乗じて得た数とを合算			数とを合算して得た数)		
た数と四十万に三分の一			に三分の一を乗じて得た		
万に六分の一を乗じて得			を乗じて得た数と四十万		
一を乗じて得た数と四十			た数と四十万に六分の一		
十万を超える数に八分の			数に八分の一を乗じて得		
る場合にあつてはその八			にはその八十万を超える		

条第五項後段、第八十条第四	解職の請求に同法第二編第五章(第七十五条第五項後段、第八十条第四		解職の請求に同法第二編第五章(第七十五条第六項後段、第八十条第四	解職の請求に同法第二編第
規定により、広域連合の長の	地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、	長の 2	地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の長	2 地方自治法第二百九十一
共団体の長				
域連合を組織する地方公				
域連合にあつては当該広				
は、理事)を選挙する広				
を置く広域連合にあつて				
により長に代えて理事会				
十七条の三第二項の規定				
おいて準用する第二百八				
第二百九十一条の十三に				
より当該広域連合の長(
方公共団体の長の投票に				
に広域連合を組織する地				
会)及び議会の議長並び				
域連合にあつては、理事				
に代えて理事会を置く広				
三第二項の規定により長				
用する第二百八十七条の				
十一条の十三において準	び議会の議長			
広域連合の長(第二百九	普通地方公共団体の長及		(略)	(略)
		項	用する第七十六条第三項	
十六条第三項		準	十一条第二項において準	

ては は同法第八十四条ただし書の規定は、 により当該広域連合の長を選挙する広域連合の長の解職の請求にあつて に第八十八条の規定並びに広域連合を組織する地方公共団体の長の投票 法第七十四条の二第八項の準用に係る部分に限る。)、第八十二条第一 第八十条第一項から第三項まで及び第四項前段、 する場合には 項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。)の規定を準用 項から第五項まで及び第六項前段、 第八十六条第一項から第三項まで及び第四項前段、 準用しない。 同法第七十四条から第七十四条の四まで、 第七十六条から第七十九条まで、 広域連合の長の解職の請求につい 第八十一条第二項 第八十七条並び 第七十五条第 (同

下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

・ 横に掲げる字句に読み替えるものとする。

・ 一条の六第一項において準用する同法第八十一条第一項の規定による広域連合の長の解職の請求について準用する。この場合において、次る広域連合の長の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる字句は、地方自治法第二百第二百十五条の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、

略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

まで、 項 については、 あ の投票により当該広域連合の長を選挙する広域連合の長の解 条並びに第八十八条の規定並びに広域連合を組織する地方公共団体の長 条第一項、第八十六条第一項から第三項まで及び第四項前段、 五条第一項から第四項まで及び第五項前段、 する場合においては、 項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。 つては同法第八十四条ただし書の規定は、 (同法第七十四条の二第八項の準用に係る部分に限る。) 、第八十二 第八十条第一項から第三項まで及び第四項前段、 準用しない。 同法第七十四条から第七十四条の四まで、 広域連合の長の解職の請 第七十六条から第七十九条)の規定を準用 第八十一条第二 職の 第八十七 第七十 請 汞に

	<u> </u>	学	т百		∽
項まで	二項から第五	第九十一条第	項	一項及び第	第九十一条第
	六項各号	地方自治法第七十四条第			普通地方公共団体の長
用する同法第八十一条第	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十一		会	広域連合の選挙管理委員

用する同法第八十一条第条の六第一項において準	地方自治法第七十四条第				
	つては一箇月以内				
	定都市以外の市町村にあ				
	あつては二箇月以内、指				
	指定都市」という。)に			つては一箇月以内	
	一項の指定都市(以下「			定都市以外の市町村にあ	
	第二百五十二条の十九第	三項		あつては二箇月以内、指	三項
二箇月以内	都道府県及び地方自治法	第九十二条第	二箇月以内	都道府県及び指定都市に	第九十二条第
		二項			
請求権を有する者	選挙権を有する者	第九十二条第	(略)	(略)	(略)
」という。)			者」という。)		
以下「請求権を有する者			おいて「請求権を有する		
よる請求権を有する者			有する者(以下この編に	者」という。)	
八十一条第一項の規定に	を有する者」という。)		一項に規定する請求権を	おいて「選挙権を有する	
み替えて準用する同法第	有する者(以下「選挙権		用する同法第七十四条第	有する者(以下この編に	
条の六第一項において読	五項に規定する選挙権を	可項	条の六第一項において準	一項に規定する選挙権を	項
地方自治法第二百九十一	地方自治法第七十四条第	第九十二条第	地方自治法第二百九十一	地方自治法第七十四条第	第九十二条第
会					
広域連合の選挙管理委員	普通地方公共団体の長		(略)	(略)	
法第七十四条第六項各号					
二項において準用する同					

	指定都市に関する請求にあつては市町村ごとに、				
市町村ごとに	都道府県に関する請求に	第九十三条	(略)	(略)	(略)
法第七十四条第七項					
二項において準用する同					
用する同法第八十一条第					
条の六第一項において準	七項	四項			
地方自治法第二百九十一	地方自治法第七十四条第	第九十二条第	(略)	(略)	(略)
				あつては三十一日以内	
				指定都市以外の市町村に	
				あつては六十二日以内、	
			六十二日以内	都道府県及び指定都市に	
			法第七十四条第七項		
			二項において準用する同		
			用する同法第八十一条第		
			条の六第一項において準	七項	三項ただし書
		(新設)	地方自治法第二百九十一	地方自治法第七十四条第	第九十二条第
	あつては三十一日以内				
	指定都市以外の市町村に				
	あつては六十二日以内、				
六十二日以内	都道府県及び指定都市に				
法第七十四条第七項					
二項において準用する同					

第九十六条第					(略)					(略)					(略)							
(略)					(略)					(略)					(略)					(略)		
(略)					(略)					(略)					(略)					(略)		数とを合算して得た数)
第				四	第				三	第				二	第							
第九十六条第					第九十五条の					第九十五条の					第九十五条の							
地方自治法第七十四条第				二第六項	地方自治法第七十四条の				二第五項	地方自治法第七十四条の				二第一項	地方自治法第七十四条の	つては五日以内	市町村に関する請求にあ	日以内、指定都市以外の	関する請求にあつては十	都道府県又は指定都市に		
地方自治法第二百九十一	法第七十四条の二第六項	二項において準用する同	用する同法第八十一条第	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十一	法第七十四条の二第五項	二項において準用する同	用する同法第八十一条第	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十一	法第七十四条の二第一項	二項において準用する同	用する同法第八十一条第	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十一					十日以内	して得た数)	を乗じて得た数とを合算

項

五十分の一	(略)	(略)	(略)	(略)	
三分の一(その総数が四半万を超え八十万以下の場合にはその四十万を超	(略)	(略)	(略)	(略)	

項

を超える数に六分	
場合にあつてはその四十十万を超え八十万以下の	
三分の一(その総数が四	五十分の一
請求権を有する者	選挙権を有する者
十四条第五項	
おいて準用する同法第七	
同法第八十一条第二項に	
第一項において準用する	
同法第二百九十一条の六	同法第七十四条第五項
	あつては五日以内
	の市町村に関する請求に
	十日以内、指定都市以外
	に関する請求にあつては
十日以内	、都道府県又は指定都市
十四条の二第六項	
おいて準用する同法第七	
同法第八十一条第二項に	
第一項において準用する	項
同法第二百九十一条の六	同法第七十四条の二第六
一項	
用する同法第八十一条第	
条の六第一項において準	一項

					一項	第九十七条第					(略)											
五十分の一	(略)					(略)					(略)											
三分の一(その総数が四	(略)					(略)					(略)		数とを合算して得た数)	に三分の一を乗じて得た	を乗じて得た数と四十万	た数と四十万に六分の一	数に八分の一を乗じて得	にはその八十万を超える	数が八十万を超える場合	合算して得た数、その総	の一を乗じて得た数とを	て得た数と四十万に三分
					一項	第九十七条第				二項	第九十六条第											
五十分の一	選挙権を有する者				五項	地方自治法第七十四条第				二第十項	地方自治法第七十四条の											
三分の一(その総数が四	請求権を有する者	法第七十四条第五項	二項において準用する同	用する同法第八十一条第	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十一	法第七十四条の二第十項	二項において準用する同	用する同法第八十一条第	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十一	して得た数)	を乗じて得た数とを合算	た数と四十万に三分の一	万に六分の一を乗じて得	一を乗じて得た数と四十	十万を超える数に八分の	る場合にあつてはその八	その総数が八十万を超え	数とを合算して得た数、	に三分の一を乗じて得た	を乗じて得た数と四十万

会		一項			
広域連合の選挙管理委員	普通地方公共団体の長	第九十八条第	(略)	(略)	(略)
	つては三日以内				
	市町村に関する請求にあ				
	日以内、指定都市以外の				
	関する請求にあつては五	二項			
五日以内	都道府県又は指定都市に	第九十七条第	(略)	(略)	(略)
会					
広域連合の選挙管理委員	普通地方公共団体の長		(略)	(略)	
して得た数)					
を乗じて得た数とを合算			数とを合算して得た数)		
た数と四十万に三分の一			に三分の一を乗じて得た		
万に六分の一を乗じて得			を乗じて得た数と四十万		
一を乗じて得た数と四十			た数と四十万に六分の一		
十万を超える数に八分の			数に八分の一を乗じて得		
る場合にあってはその八			にはその八十万を超える		
その総数が八十万を超え			数が八十万を超える場合		
数とを合算して得た数、			合算して得た数、その総		
に三分の一を乗じて得た			の一を乗じて得た数とを		
を乗じて得た数と四十万			て得た数と四十万に三分		
万を超える数に六分の			える数に六分の一を乗じ		
場合にあつてはその四十			場合にはその四十万を超		
十万を超え八十万以下の			十万を超え八十万以下の		

二百十六条の二(地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、(広域連合の職員の解職の請求への地方自治法等の規定の準用等)

第

段、 管理委員会」と読み替えるものとする。 び第十項中 法第八十六条第四項前段において準用する同法第七十四条の二第七項及 体の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙管理委員会」と、 三分の 八分の て得た数、 六分の その総数が四十万を超え八十万以下の場合にはその四十万を超える数に 用する同法第七十四条第五項中「五十分の一」とあるのは「三分の一(広域連合の職員の解職の請求に同法第二編第五章 第八十条第四項後段、 規定を準用する場合には、 一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に 一を乗じて得た数とを合算して得た数)」と、 一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算し その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に 「都道府県の選挙管理委員会」とあるのは 第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く 同法第八十六条第四項前段において準 (第七十五条第六項後 「広域連合の選挙 「普通地方公共団 同

2 十四条まで並びに第八十六条第四項前段 用する場合には 0 解職の 項後段、 地方自治法第一 第八十条第一 項から第五項まで及び第六項前段、 請求に同法第二編第五章 第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。)の規定を準 項から第三項まで及び第四項前段、 一百九十一 同法第七十四条から第七十四条の四まで、 条の六第一項の規定により、 (第七十五条第六項後段、 第七十六条から第七十九条まで (同法第七十四条の二第八項の 第八十一条から第八 広域連合の 第七十五 第八十条第 職 条 員 2

(広域連合の職員の解職の請求への地方自治法等の規定の準用等)

の 一 段 は 十四条の二第七項及び第十項中 管理委員会」と、 て得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)」と 八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じ 数とを合算して得た数、 を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た 11 広域連合の職員の解職の請求に同法第二編第五章 一百十六条の二 て準用する同法第七十四条第五項中 「広域連合の選挙管理委員会」と読み替えるものとする 「普通地方公共団体の選挙管理委員会」とあるのは「広域連合の選挙 0) 第八十条第四項後段、 (その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその 規定を準用する場合においては、 地方自治法第二百九十一条の六第一 同法第八十六条第四項前段において準用する同法第七 その総数が八十万を超える場合にあつてはその 第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く 「都道府県の選挙管理委員会」 「五十分の一」とあるのは 同法第八十六条第四項前段にお (第七十五条第五項後 項の規定により、 とあるの)四十万

条まで、 ら第八十四条まで並びに第八十六条第四項前段 十五条第 用する場合においては、 四項後段、 の解職の請求に同法第二編第五章 地方自治法第一 第八十条第一 一項から第四項まで及び第五項前段 第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。) 一百九十一条の六第一 項から第三項まで及び第四項前段、 同法第七十四条から第七十四条の四まで、 (第七十五条第五項後段、 項の規定により、 第七十六条から第七十九 (同法第七十四条の二第 広域連< 第八十一条 の規定を準 第八十条第 合の 第七 職

いては、 準用に係る部分に限る。) 準用しない。 の規定は、 広域連合の職員の解職の請求につ

第二百十六条の三 る規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句 解職の請求について準用する。この場合において、 において準用する同法第八十六条第一項の規定による広域連合の職員の 項及び第九十八条の四の規定は、 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三第二 地方自治法第二百九十一条の六第一項 次の表の上欄に掲げ

に読み替えるものとする。	のとする。	
(略)	(略)	(略)

八項の準用に係る部分に限る。 求については、 準用しない。 の規定は、 広域連合の職員の解職 の請

第二百十六条の三 第九十一条から第九十八条まで、第九十八条の三第二 項及び第九十八条の四の規定は、 る規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句 解職の請求について準用する。この場合において、 において準用する同法第八十六条第一項の規定による広域連合の職員の 地方自治法第二百九十一条の六第一項 次の表の上欄に掲げ

に読み替えるものとする。

(略)	者」という。)	おいて「請求権を有する	有する者(以下この編に	一項に規定する請求権を	用する同法第七十四条第	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十一						(略)
第九十二条第							第九十二条第				項まで	三項から第五	第九十一条第
選挙権を有する者				を有する者」という。)	有する者(以下「選挙権	五項に規定する選挙権を	地方自治法第七十四条第					六項各号	地方自治法第七十四条第
請求権を有する者	」という。)	以下「請求権を有する者	よる請求権を有する者(八十六条第一項の規定に	み替えて準用する同法第	条の六第一項において読	地方自治法第二百九十一	各号	る同法第七十四条第六項	四項前段において準用す	用する同法第八十六条第	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十一

第九十二条第

地方自治法第七十四条第

項に規定する選挙権を

項

略

略

者」という。)

おいて「選挙権を有する

有する者(以下この編に

				三項ただし書	第九十二条第													三項	第九十二条第	
都道府県及び指定都市に				七項	地方自治法第七十四条第											つては一箇月以内	定都市以外の市町村にあ	あつては二箇月以内、指	都道府県及び指定都市に	
六十二日以内	る同法第七十四条第七項	四項前段において準用す	用する同法第八十六条第	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十一														二箇月以内	
					(新設)													三項	第九十二条第	二項
																			条第	
						あつては三十一日以内	指定都市以外の市町村に	あつては六十二日以内、	都道府県及び指定都市に		七項	地方自治法第七十四条第	つては一箇月以内	定都市以外の市町村にあ	あつては二箇月以内、指	指定都市」という。)に	一項の指定都市(以下「	第二百五十二条の十九第	条第 都道府県及び地方自治法	

				fortion.													
			項	第九十四条第		(略)					(略)			(略)			
五十分の一	(略)			(略)		(留)					(略)			(碣)	あつては三十一日以内	指定都市以外の市町村に	あつては六十二日以内、
十万を超え八十万以下の三分の一(その総数が四	(略)			(略)		(略)					(略)			(略)			
			項	第九十四条第	二第一項	第九十三条の					第九十三条		四項	第九十二条第			
五十分の一	選挙権を有する者		五項	地方自治法第七十四条第		都道府県又は指定都市	とに	あつては区又は総合区ご	指定都市に関する請求に	あつては市町村ごとに、	都道府県に関する請求に		七項	地方自治法第			
	する者			七十四条第		指定都市		は総合区ご	する請求に	何ごとに、	する請求に			地方自治法第七十四条第			

					1																	
				(略)																		
				(略)					(略)													
				(略)					(略)		数とを合算して得た数)	に三分の一を乗じて得た	を乗じて得た数と四十万	た数と四十万に六分の一	数に八分の一を乗じて得	にはその八十万を超える	数が八十万を超える場合	合算して得た数、その総	の一を乗じて得た数とを	て得た数と四十万に三分	える数に六分の一を乗じ	場合にはその四十万を超
			=	第九十五条の																		
			二第一項	地方自治法第七十四条の	つては五日以内	市町村に関する請求にあ	日以内、指定都市以外の	関する請求にあつては十	都道府県又は指定都市に													
る同法第七十四条の二第	四項前段において準用す	用する同法第八十六条第	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十					十日以内	して得た数)	を乗じて得た数とを合算	た数と四十万に三分の一	万に六分の一を乗じて得	一を乗じて得た数と四十	十万を超える数に八分の	る場合にあつてはその八	その総数が八十万を超え	数とを合算して得た数、	に三分の一を乗じて得た	を乗じて得た数と四十万	万を超える数に六分の一	場合にあつてはその四十

								一項	第九十六条第						(略)						(略)	
(略)					(略)				(略)						(略)						(略)	
					(略)				(略)						(略)						(略)	
										1												
								項	第九十六条第					四	第九十五条の					三	第九十五条の	
、都道府県又は指定都市				項	同法第七十四条の二第六			一項	地方自治法第七十四条第					二第六項	地方自治法第七十四条の					二第五項	地方自治法第七十四条の	
十日以内	第七十四条の二第六項	段において準用する同法	同法第八十六条第四項前	第一項において準用する	同法第二百九十一条の六	一項	用する同法第八十六条第	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十一	六項	る同法第七十四条の二第	四項前段において準用す	用する同法第八十六条第	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十一	五項	る同法第七十四条の二第	四項前段において準用す	用する同法第八十六条第	条の六第一項において準	地方自治法第二百九十一	一項

	五十分の一	(略)	
十万を超え八十万以下の 場合にはその四十万を超 える数に六分の一を乗じ て得た数と四十万に三分 の一を乗じて得た数とを 合算して得た数、その総 数が八十万を超える場合 にはその八十万を超える場合 た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得	の 総 数 が	略	

	五十分の一 る者	同法第七十四条第五項	に関する請求にあつては 十日以内、指定都市以外 がでは五日以内
分じとハそをたて四	万を超える数に六分の一十万を超え八十万以下の十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十	同法第二百九十一条の六 第一項において準用する 同法第八十六条第四項前 段において準用する同法	

る場合にあつてはその八			にはその八十万を超える		
その総数が八十万を超え			数が八十万を超える場合		
数とを合算して得た数、			合算して得た数、その総		
に三分の一を乗じて得た			の一を乗じて得た数とを		
を乗じて得た数と四十万			て得た数と四十万に三分		
万を超える数に六分の一			える数に六分の一を乗じ		
場合にあつてはその四十			場合にはその四十万を超		
十万を超え八十万以下の			十万を超え八十万以下の		
三分の一(その総数が四	五十分の一		三分の一(その総数が四	五十分の一	
る者請求権を有する者	選挙権を有する者		(略)	(略)	
る同法第七十四条第五項					
四項前段において準用す					
用する同法第八十六条第					
条の六第一項において準	五項	項			項
《七十四条第 地方自治法第二百九十一	地方自治法第七十四条第	第九十七条第	(略)	(略)	第九十七条第
十項					
る同法第七十四条の二第					
四項前段におい					
用する同法第八十六条第					
条の六第一項において準	二第十項	二項			
『七十四条の 地方自治法第二百九十	地方自治法第七十四条の	第九十六条第	(略)	(略)	(略)
して得た数)					
を乗じて得た数とを合算			 数とを合算して得た数)		

地方自治法第二百九十一	地方自治法第七十四条第	第九十一条第	(略)	(略)	略)
		ものとする。			ものとする。
それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替える	げる字句は、それぞれ同表の下	の中欄に掲げる	それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替える		の中欄に掲げる字句は、
表の上欄に掲げる規定中	する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表	ついて準用する	ついて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表	。この場合において、次の	ついて準用する
1の規約の変更の要請の詩	六第二項の規定による広域連合の規約の変更の要請の請求に	九十一条の六第	九十一条の六第二項の規定による広域連合の規約の変更の要請の請求に	二項の規定による広域連合	九十一条の六第
の規定は、地方自治法第	の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百	第九十八条の三	第九十八条の三第二項及び第九十八条の四の規定は、地方自治法第二百	第二項及び第九十八条の四	第九十八条の三
条まで、第九十八条第一	の二 第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、	第二百十七条の二	第九十一条から第九十七条まで、第九十八条第一項、		第二百十七条の二
三項					
用する同法第八十六条第					
条の六第一項において準	三項	二項			
地方自治法第二百九十一	地方自治法第七十四条第	第九十八条第	(略)	(略)	(略)
	つては三日以内				
	市町村に関する請求にあ				
	日以内、指定都市以外の				
	関する請求にあつては五	二項			
五日以内	都道府県又は指定都市に	第九十七条第	(略)	(略)	(略)
して得た数)					
を乗じて得た数とを合算			数とを合算して得た数)		
た数と四十万に三分の一			に三分の一を乗じて得た		
万に六分の一を乗じて得			を乗じて得た数と四十万		
一を乗じて得た数と四十			た数と四十万に六分の一		
十万を超える数に八分の			数に八分の一を乗じて得		

六十二日以内	都道府県及び指定都市に				
七項					
用する同法第七十四条第					
条の六第五項において準	七項				
地方自治法第二百九十一	地方自治法第七十四条第				
	つては一箇月以内				
	定都市以外の市町村にあ				
	あつては二箇月以内、指				
	指定都市」という。)に			つては一箇月以内	
	一項の指定都市(以下「			定都市以外の市町村にあ	
	第二百五十二条の十九第	三項		あつては二箇月以内、指	三項
二箇月以内	都道府県及び地方自治法	第九十二条第	二箇月以内	都道府県及び指定都市に	第九十二条第
		二項			
請求権を有する者	選挙権を有する者	第九十二条第	(略)	(略)	(略)
という。)			を有する者」という。)	者」という。)	
下「請求権を有する者」	を有する者」という。)		この編において「請求権	おいて「選挙権を有する	
る請求権を有する者(以	有する者(以下「選挙権		請求権を有する者(以下	有する者(以下この編に	
条の六第二項の規定によ	五項に規定する選挙権を	一項	条の六第二項に規定する	一項に規定する選挙権を	一項
地方自治法第二百九十一	地方自治法第七十四条第	第九十二条第	地方自治法第二百九十一	地方自治法第七十四条第	第九十二条第
六項各号					
用する同法第七十四条第		項まで			
条の六第五項において準	六項各号	三項から第五			

-																						
項	第九十四条第		(略)					(略)				(略)							三項ただし書	第九十二条第		
	(略)		(略)					(略)				(略)	あつては三十一日以内	指定都市以外の市町村に	あつては六十二日以内、	都道府県及び指定都市に			七項	地方自治法第七十四条第		
	(略)		(略)					(略)				(略)				六十二日以内	七項	用する同法第七十四条第	条の六第五項において準	地方自治法第二百九十一		
	第		第					第			四	第										
項	第九十四条第	二第一項	第九十三条の					第九十三条			四項	第九十二条第								(新設)		
五項	地方自治法第七十四条第		都道府県又は指定都市	とに	あつては区又は総合区ご	指定都市に関する請求に	あつては市町村ごとに、	都道府県に関する請求に			七項	地方自治法第七十四条第									あつては三十一日以内	指定都市以外の市町村に
条の六第五項において準	地方自治法第二百九十一		広域連合					市町村ごとに	七項	用する同法第七十四条第	条の六第五項において準	地方自治法第二百九十一										

(略)	五十分の一	
(略)	(略) 三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の十万を超え八十万以下の大名数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に三分を乗じて得た数と四十万に三分を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に元分の一を乗じて得た数と四十万に元分の一を乗じて得た数と四十万に元分の一を乗じて得た数と四十万に元分の一を乗じて得た数と四十万に元分の一を乗じて得た数と四十万に元分の一を乗じて得た数と四十万に元分の一を乗じて得た数との一を乗じて得た数とを合算して得た数)	

	一つては五日以内
	市町村に関する請求にあ
	日以内、指定都市以外の
	関する請求にあつては十
十日以内	都道府県又は指定都市に
して得た数)	
を乗じて得た数とを合算	
た数と四十万に三分の一	
万に六分の一を乗じて得	
一を乗じて得た数と四十	
十万を超える数に八分の	
る場合にあつてはその八	
その総数が八十万を超え	
数とを合算して得た数、	
に三分の一を乗じて得た	
を乗じて得た数と四十万	
万を超える数に六分の一	
場合にあつてはその四十	
十万を超え八十万以下の	
三分の一(その総数が四	五十分の一
請求権を有する者	選挙権を有する者
五項	
用する同法第七十四条第	

								一項	第九十六条第			(略)			(略)			(略)
(略)					(略)		(略)		(略)			(略)			(略)			(略)
(略)					(略)		(略)		(略)			(略)			(略)			(略)
									h-h-			foto-			h-h-			h-h-
								項	第九十六条第		四	第九十五条の		三	第九十五条の		<u> </u>	第九十五条の
同法	あっ	の	+	1-					牙			0			V)			
同法第七十四条第五項	つては五日以内	の市町村に関する請求に	十日以内、指定都市以外	に関する請求にあつては	、都道府県又は指定都市	項	同法第七十四条の二第六	一項	鬼 地方自治法第七十四条第		二第六項	の地方自治法第七十四条の		二第五項	地方自治法第七十四条の		二第一項	地方自治法第七十四条の

二第十項					
用する同法第七十四条の					
条の六第五項において準	二第十項	二項			
地方自治法第二百九十一	地方自治法第七十四条の	第九十六条第	(略)	(略)	(略)
して得た数)					
を乗じて得た数とを合算			数とを合算して得た数)		
た数と四十万に三分の一			に三分の一を乗じて得た		
万に六分の一を乗じて得			を乗じて得た数と四十万		
一を乗じて得た数と四十			た数と四十万に六分の一		
十万を超える数に八分の			数に八分の一を乗じて得		
る場合にあつてはその八			にはその八十万を超える		
その総数が八十万を超え			数が八十万を超える場合		
数とを合算して得た数、			合算して得た数、その総		
に三分の一を乗じて得た			の一を乗じて得た数とを		
を乗じて得た数と四十万			て得た数と四十万に三分		
万を超える数に六分の一			える数に六分の一を乗じ		
場合にあつてはその四十			場合にはその四十万を超		
十万を超え八十万以下の			十万を超え八十万以下の		
三分の一(その総数が四	五十分の一		三分の一(その総数が四	五十分の一	
請求権を有する者	選挙権を有する者		(略)	(略)	
同法第七十四条第五項					
第五項において準用する					

	(略)																				第九十七条第
	(略)															五十分の一	(略)				(略)
	(略)		数とを合算して得た数)	に三分の一を乗じて得た	を乗じて得た数と四十万	た数と四十万に六分の一	数に八分の一を乗じて得	にはその八十万を超える	数が八十万を超える場合	合算して得た数、その総	の一を乗じて得た数とを	て得た数と四十万に三分	える数に六分の一を乗じ	場合にはその四十万を超	十万を超え八十万以下の	三分の一(その総数が四	(略)				(略)
	<i>55</i> 5																				<i>55</i>
二項	第九十七条第																			項	第九十七条第
日以内、指定都市以外の関する請求にあつては五	都道府県又は指定都市に															五十分の一	選挙権を有する者			五項	地方自治法第七十四条第
	五日以内	して得た数)	を乗じて得た数とを合算	た数と四十万に三分の	万に六分の一を乗じて得	一を乗じて得た数と四十	十万を超える数に八分の	る場合にあつてはその八	その総数が八十万を超え	数とを合算して得た数、	に三分の一を乗じて得た	を乗じて得た数と四十万	万を超える数に六分の	場合にあつてはその四十	十万を超え八十万以下の	三分の一(その総数が	請求権を有する者	五項	用する同法第七十四条第	条の六第五項において準	地方自治法第二百九十一

	つては三日以内	市町村に関する請求にあ
	は	村
	一日	に 関
	以	す
	内	る籍
		求
		に
		<i>Ø</i>)
ĺ		

$\overline{}$
傍線
\mathcal{O}
部
分
は
改
正
部
分
\sim

第三項まで及び第七項、第二百五十条の十四第一項から第四項まで、第 / 六、第二百五	三第五項、第二百四十三条の二第一項、第二百五十条の十三第一項から の十四第一項	の二第一項、第二項第二号及び第四号並びに第七項、第二百四十二条の 、第二百五十	四十二条第一項、第四項、第五項、第八項及び第九項、第二百四十二条 項、第二項第	二条第二項、第二百三十八条の二、第二百三十八条の四第九項、第二百 第一項、第三項、	条の二第一項、第二百四条第一項、第二百二十一条第一項、第二百二十 項、第二百三	百九十九条第九項、第十一項及び第十三項から第十五項まで、第二百三 一項、第二五	九十八条の四第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第 部分を除く。	百四十一条第一項及び第百六十六条第一項に係る部分を除く。)、第百 百二十七条第	条の六、第百八十条の七、第百九十三条(同法第百二十七条第二項、第 八十条の四、	条の三(事務の従事に係る部分に限る。)、第百八十条の四、第百八十 / 八十条の二、	百三十八条の三、第百三十八条の四第二項、第百八十条の二、第百八十 第百三十八条	十八条第一項、第百二十一条、第百二十五条、第百三十八条の二、第 第七十五条第	法令の規定の適用については、同法第七十五条第三項及び第五項、第 二十二年法律	第一条の二 参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法その他 第一条の二 参	(参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法等の適用等) (参議院合同	第一章 参議院合同選挙区選挙管理委員会 第一章	改 正 案
五十条の十七第一項、第二百五十条の十八第一項、第二百五	項から第四項まで、第二百五十条の十五、第二百五十条の十	第二百五十条の十三第一項から第三項まで及び第七項、第二百五十条	第二号及び第四号並びに第七項、第二百四十二条の三第五項	三項、第四項、第七項及び第九項、第二百四十二条の二第一	第二百三十八条の二、第二百三十八条の四第九項、第二百四十二条	項、第二百四条第一項、第二百二十一条第一項、第二百二十二条第二	。)、第百九十九条第九項及び第十二項、第二百三条の二第	第二項、第百四十一条第一項及び第百六十六条第一項に係る	、第百八十条の六、第百八十条の七、第百九十三条(同法第	、第百八十条の三(事務の従事に係る部分に限る。)、第百	条の二、第百三十八条の三、第百三十八条の四第二項、第百	第三項、第九十八条第一項、第百二十一条、第百二十五条、	二十二年法律第六十七号)その他の法令の規定の適用については、同法	参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法 (昭和	(参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法等の適用等)	参議院合同選挙区選挙管理委員会	現

項、 規定する委員会とみなす。 議院合同選挙区選挙管理委員会を地方自治法第百三十八条の四第一項に る部分を除く。)及び第百七十四条の三第一 十二年政令第十六号)第百三十七条、第百四十条 項の規定、 項及び第二百五十二条の四十二第六項において準用する場合を含む。 第十四項、 三十八第四項及び第六項(これらの規定を同法第二百五十二条の三十九 条の四十二第六項において準用する場合を含む。)、第二百五十二条の 十二条の四十第六項、 十二条の三十三第一項、 第二百五十条の十八第一項、 二百五十条の十五、 項及び第三十八条の二第一項の規定並びに地方自治法施行令 第二百五十二条の三十九第十二項並びに第二百五十二条の四十三第七 第二百五十一条の五第一項、 地方公務員法 第二百五十二条の四十第六項、 第二百五十条の十六、第二百五十条の十七第一項、 第二百五十二条の四十一第六項及び第二百五十二 第二百五十二条の三十七第五項 (昭和二十五年法律第二百六十一 第二百五十条の十九、 第二百五十一条の七第一 第二百五十二条の四十一第六 項第一号の規定に限り、 (同令第百三十条に係 第二百五十一条第二 (同法第二百五 号) 項、 第六条第 第二百五 (昭和二 参

規定は、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員について準用する。方自治法施行令第百七十三条第一項(第一号ロに係る部分に限る。)の2 地方自治法第百八十五条の二及び第百八十九条第二項の規定並びに地

3

略

4 地方自治法第二百五十二条の十七の九の規定により合同選挙区都道府

の四十第六項、 準用する場合を含む。)、第二百五十二条の三十八第四項及び第六項 とみなす。 選挙管理委員会を地方自治法第百三十八条の四第一項に規定する委員会 六号) 第百三十七条、 八条の二第一項の規定並びに地方自治法施行令 公務員法 条の三十九第十二項並びに第二百五十二条の四十三第七項の規定、 十二第六項において読み替えて準用する場合を含む。 これらの規定を同法第二百五十二条の三十九第十四項、 の四十一第六項及び第二百五十二条の四十二第六項において読み替えて 条の三十七第五項 百五十一条の七第一 十条の十九、 及び第百七十四条の三第一項第一号の規定に限り、 (昭和二十五年法律第二百六十一号)第六条第一項及び第三十 第二百五十一条第二項、 第二百五十二条の四十一第六項及び第二百五十二条の四 項、 (同法第二百五十二条の四十第六項、 第百四十条 第二百五十二条の三十三第 (同令第百三十条に係る部分を除く。 第二百五十一条の五第一 (昭和二十二年政令第十 一 項、 参議院合同選挙区 第二百五十二条 第二百五十二条 第二百五十二 第二百五十二 項、 地方 第二

院合同選挙区選挙管理委員会の委員について準用する。 2 地方自治法第百八十五条の二及び第百八十九条第二項の規定は、参議

充員を委員に充ててもなお」とあるのは、「除斥のため」とする。適用については、同項中「除斥のため同条第三項の規定により臨時に補前二項の場合における地方自治法施行令第百三十七条第一項の規定の

3

地方自治法第二百五十二条の十七の九の規定により合同選挙区都道府

4

県の臨時選挙管理委員が選任された場合には、当該臨時選挙管理委員をいいて、法及びこの政令中参議院合同選挙区選挙管理委員会の臨時委員に充て、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員に関いる。この場合に関いる。 この場合に関いる。 この場合に対して、 当該臨時選挙管理委員を

定を除く。)は、参議院合同選挙区選挙管理委員会の臨時委員に適用す委員をもつて参議院合同選挙区選挙管理委員会の臨時委員に充て、参議場合において、法及びこの政令中参議院合同選挙区選挙管理委員会の臨時委員に充て、参議場の臨時選挙管理委員が選任された場合においては、当該臨時選挙管理

る。

$\overline{}$
傍線
\mathcal{O}
部
分
は
改
正
部八
分

2 : 3 (略)	(法の適用の廃止) (法の適用の廃止) (法の適用の廃止) (法の適用の廃止)	改正案
2 前項の場合において、法の適用がないこととなる日の前日の属する事業年度の支出予算の経費の金額のうち法第二十六条第一項又は第二項出として整理するものとする。 出として整理するものとする。 出として整理するものとする。 お一項の場合において、法の適用がないこととなる日の属する会計年度において歳入又は歳 出としてを理するものとする。	(法の適用の廃止) (法の適用の廃止) (法の適用の廃止) (法の適用の廃止) (法の適用の廃止) (法の適用の廃止)	現

4 第一項の場合において、法の適用がないこととなる日の前日の属する 基づき、その取得又は処分をすることができる。
基づき、その取得又は処分をすることができる。

て、管理者の権限は、当該地方公共団体の長が行うものとする。条の二の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合においく地方公共団体の職員の賠償責任については、地方自治法第二百四十三

4 第一項の場合において、法の適用がないこととなる日の属する会計年度に限り、地方自治法第九十六条第一項第六号から第八号まで及び第二度に限り、地方自治法第九十六条第一項第六号から第八号まで及び第二百三十七条第二項又は第三項の規定に取得又は処分が終わらづき、その取得又は処分をすることができる。

の規定により翌年度に繰り越して使用することとしたものは、

法の適用

- 80 -

改 正 案	現行
目次	目次
第一章 総則(第一条・第二条)	第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 役員等(第三条・第三条の二)	第二章 教育公務員の範囲(第三条)
第三章 業務(第四条—第六条)	第三章 業務(第四条—第六条)
第四章 財務及び会計 (第七条―第十二条)	第四章 財務及び会計 (第七条―第十二条)
第五章 人事管理	第五章 人事管理
第一節・第二節 (略)	第一節 特定地方独立行政法人(第十三条—第十五条)
	第二節 一般地方独立行政法人 (第十六条・第十七条)
第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第十八条・第十九	第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置 (第十八条・第十九
条)	条)
第七章 設立団体の数の変更に伴う措置(第二十条・第二十一条)	第七章 設立団体の数の変更に伴う措置 (第二十条・第二十一条)
第八章 公立大学法人に関する特例(第二十二条—第三十五条)	第八章 公立大学法人に関する特例(第二十二条—第三十五条)
第九章 公営企業型地方独立行政法人に関する特例(第三十六条)	第九章 公営企業型地方独立行政法人に関する特例 (第三十六条)
第十章 申請等関係事務処理法人に関する特例	第十章 申請等関係事務処理法人に関する特例
第一節・第二節 (略)	第一節 設立団体申請等関係事務の処理に関する特例(第三十七条)
	第二節 関係市町村申請等関係事務の処理等に関する特例(第三十八
	条・第三十九条)
第十一章 雑則(第四十条・第四十一条)	第十一章 雑則(第四十条・第四十一条)

(役員等の損害賠償責任の一部免除の基準等) 第三条の二 法第十九条の二第四項に規定する政令で定める基準は、同条 第三条の二 法第十九条の二第四項に規定する政争で定める基準は、同条 で「一部免除承認」という。)の日を含む事業年度以前の事業年度において支給され、又は支給されるべき報酬、一部免除承認前に支給された退職手当その他総務省令で定める給付の一事業年度以前の事業年度において「る額として総務省令で定める方法により算定される額(次項において「る額として総務省令で定める方法により算定される額(次項において「る額として総務省令で定める方法により算定される額(次項において「基準報酬年額」という。)に、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。	(教育公務員の範囲) 第三条 (略) 第三条 法第十二 第三条 法第二条 第三条 法第一 第三条 法第十二 第三条 法第二 第三条 法第十二 第三条 法第十二 第三条 法第十二 第三条 法第十二 第三条 法第十二 第三条 法第十二 第三条 法第二 第三条 = 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第二章 役員等 第二章 附則 附則
	事する者で前号に掲げる者に準ずるもの 事する者で前号に掲げる者に準ずるもの 事する者で前号に掲げる者に準ずるもの	章 教育公務員の範囲

理事長又は副理事長 六

_

理事

兀

- 三 監事又は会計監査人
- 2 する。 法第十九条の二第四項に規定する政令で定める額は、

基準報酬年額と

- 3 る事項を記載した書類を設立団体の長に提出しなければならない。 地方独立行政法人は、 一部免除承認を得ようとするときは、 次に掲げ
- が賠償の責任を負う額 「役員等の損害賠償責任」 法第十九条の二第 項の損害を賠償する責任 という。 の原因となった事実及び役員等 (以下この条において
- _ 及びその算定の根拠 法第十九条の二第四項の規定により免除することができる額の限度
- 三 き理由及び免除額 法第十九条の二第四項の規定により役員等の損害賠償責任を免除す
- 4 の同意を得なければならない。 るときは、 う役員等の損害賠償責任を除く。)について一部免除承認を得ようとす 地方独立行政法人が役員等の損害賠償責任 あらかじめ、 監事 (監事が二人以上ある場合には、 (監事及び会計監査人が負 各監事)
- 5 第三項各号に掲げる事項を設立団体の議会に報告するとともに、これら を公表しなければならない。 設立団体の長は 一部免除承認をしたときは、 速やかに、 その旨及び
- 6 除承認後に役員等に対し退職手当その他総務省令で定める給付を支給す 地方独立行政法人は、 部免除承認を得た場合において 当該 部

免

るときは 設立団体の長の承認を受けなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、 部の免除に関し必要な事項は、 法第十九条の二第四項の規定による役員 総務省令で定める

の損害賠償責任の一

(設立団体が二以上である場合の特例

第四十一条 設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る第三条の二

項及び第四項に規定する権限(次項に規定するものを除く。)の行使に 第六項、第七条第二号、 第八条第二項、第九条第五項並びに第十条第三

ついては、 当該設立団体の長が協議して定めるところによる。

2 • 略

(設立団体が二以上である場合の特例)

第四十一条 号、 する権限(次項に規定するものを除く。)の行使については、当該設立 第八条第二項、 設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る第七条第二 第九条第五項並びに第十条第三項及び第四項に規定

団体の長が協議して定めるところによる。

2 事務処理業務に係る出資等に係る不要財産の処分に係るものに限る。 並びに第十条第三項及び第四項に規定する権限 の長に協議して定めるところによる。 の行使については、当該設立団体の長が協議した上で、当該関係市町村 二項の規定により読み替えて適用する第八条第二項並びに第九条第五項 設立団体が二以上である申請等関係事務処理法人に係る第三十九条第 (関係市町村申請等関係

3 て定めるものとする。 定により規則で定めるものとされている事項は、 設立団体が二以上である場合において、第十四条及び第三十五条の規 当該設立団体が協議し

 \bigcirc 市 町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号) 附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の

(第五条関係)

(傍線の部分は改正部分)

合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)

第四十四条 に掲げる字句に読み替えるものとする。 に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 共団体」とあるのは、 第十項及び第二百四十三条の二第一項を除く。)の規定中 規定する地方自治法の規定を準用する場合には、 (地方自治法の財務に関する規定を準用する場合の技術的読替え) (略) (略) 略 法第四十七条の規定により合併特例区の財務について同条に 略 略 略 略 「合併特例区」と読み替えるほか、 改 正 案 略 略 略 略 同法 それぞれ同表の下欄 (第 次の表の上欄 「普通地方公 一百四十二条 第四十四条 普通地方公共団体」とあるのは、 同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 規定する地方自治法の規定を準用する場合においては、 第一 第一 条の二第五項 条の二第三項 条 (地方自治法の財務に関する規定を準用する場合の技術的読替え) 百三十一 一百三十一 一百二十六 法第四十七条の規定により合併特例区の財務について同条に 市 第二百三十五条 第 市 町 町 一百三十五条 村 村 現 「合併特例区」と読み替えるほか、 行 合併特例 する法律第四十四条ただ 市町村の合併の特例 条ただし書 律第五十九号) 第四十四 する法律 市 合併特例区 書 町 対の合併の特例に関 区 (平成十六年法 同法の規定中 それぞれ に関 次

				ı									ı		ı			ı			
			(略)				(略)					(略)		(略)	ただし書	条の六第一項	第二百三十二			条の六第一項	第二百三十二
			(略)			(略)	(略)					(略)		(略)			会計管理者				第二百三十五条
			(略)			(略)	(略)					(略)		(略)			合併特例区の長		し書	する法律第四十四条ただ	市町村の合併の特例に関
													I .					I			
		条第二項	第二百三十七			条の二第二項	第二百三十五				条の二第一項	第二百三十五	条の六第二項	第二百三十二			(新設)			条の六第一項	第二百三十二
			議会の議決			前条	監査委員					監査委員		会計管理者				会計管理者			第二百三十五条
会をいう。以下同じ。)規定する合併特例区協議	法律第三十六条第一項に	村の合併の特例に関する	合併特例区協議会(市町	し書	する法律第四十四条ただ	市町村の合併の特例に	合併市町村の監査委員	じ。)の監査委員	併市町村をいう。以下同	二条第二項に規定する合	併の特例に関する法律第	合併市町村(市町村の合		合併特例区の長				合併特例区の長	し書	する法律第四十四条ただ	市町村の合併の特例に関

		.									1						_
	(略)									(略)		(略)		(略)		(略)	
略)	(略)							(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	
略	(略)							(略)		(略)		(略)		(略)		(略)	
																	<u></u>
条の六第二項	第二百三十八								条の六第一項	第二百三十八	条の五第三項	第二百三十八	条の四第九項	第二百三十八	条第三項	第二百三十七	
議会の議決を経て、これ	市町村長						なければならない	市町村の議会の議決を経		市町村の住民		指定金融機関		長又は委員会		議会の議決	
合併特例区協議会の同意を得て、これを許可することができる。この場合において、合併特例区は	合併特例区の長	ればならない材の長の承認を受けなけ	を経てする当該合併市町	合併市町村の議会の議決	おいて、合併特例区は、	ばならない。この場合に	協議会の同意を得なけれ	合併特例区の合併特例区	所を有する者	合併特例区の区域内に住		出納取扱金融機関		長		合併特例区協議会の同意	の同意

	関				
長、合併特例区協議会	議会、長その他の執行機	条第四項	(略)	(略)	条第五項
合併市町村の監査委員	監査委員	第二百四十二	(略)	(略)	第二百四十二
長	長その他の執行機関	条第三項	(略)	(略)	条第四項
合併市町村の監査委員	監査委員	第二百四十二	(略)	(略)	第二百四十二
			長	議会及び長	条第三項
		(新設)	合併市町村の監査委員	監査委員	第二百四十二
合併市町村の監査委員	監査委員		(略)	(略)	
	委員又は				
又は	若しくは委員会若しくは	条第一項	(略)	(略)	
区域内に住所を有する者	住民	第二百四十二	(略)	(略)	(略)
		条第六項			
合併市町村の監査委員	監查委員	第二百四十一	(略)	(略)	(略)
合併特例区協議会	議会		(略)	(略)	
項					
する法律第四十五条第四					
市町村の合併の特例に関	第二百二十二条第五項	条第五項	(略)	(略)	
合併市町村の監査委員	監查委員	第二百四十一	(略)	(略)	(略)
	める動産を除く。)	条第一項			
保管する動産	保管する動産(政令で定	第二百三十九	(略)	(略)	(略)
ければならない					
町村の長の承認を受けな					
決を経てする当該合併市					

			条第十項	第二百四十二			(略)		(削る)	条第八項	第二百四十二	第七項	条第六項及び	第二百四十二
		<u>გ</u>	関する議決をしようとす	普通地方公共団体の議会		(略)	(略)			(略)	(略)			(略)
会の同意を得た上で、合併市町村の議会の議 対の長の承認を受けよ	より、合併特例区協議)及び第三項の規定に号に係る部分に限る。	四十九条第二項(第二の特例に関する法律第	ついて、市町村の合併	合併特例区		(略)	(略)			(略)	(略)			(略)
				(新設)		条第九項	第二百四十二	条第八項	第二百四十二	条第七項	第二百四十二	第六項	条第五項及び	第二百四十二
					関	議会、長その他の執行機	監査委員		監査委員	長その他の執行機関	監査委員			監査委員
					区協議会	合併特例区の長、	合併市町村の監査委員		合併市町村の監査委員	長	合併市町村の監査委員			合併市町村の監査委員

			条	第	条	第												
			条の二第一項	第二百四十二	条第十一項	第二百四十二												
の執行機関	若しくは議会、長その他機関	の議会、長その他の執行	監査委員	住民		監査委員											聴かなければ	監査委員
、合併特例区協議会	若しくは合併特例区の長	の長、合併特例区協議会	合併市町村の監査委員	区域内に住所を有する者		合併市町村の監査委員	会に報告しなければ	該意見を合併市町村の議	るときは、あらかじめ当	議会の議決を経ようとす	規定により合併市町村の	の放棄について、同項の	市町村の長は、当該権利	ならないものとし、合併	村の長に報告しなければ	例区協議会及び合併市町	聴き、当該意見を合併特	合併市町村の監査委員
			条の二第一項	第二百四十二														
執行機関又は職員に対すの執行機関又は職員に対す	若しくは議会、長その他機関	の議会、長その他の執行	監査委員	住民														
長又は職員に対して を併特例区の長又は職員 に対する	若しくは合併特例区	の長、合併特例区協議会	合併市町村の監査委員	区域内に住所を有する者														

į	条の二	第二百四十二	第三号	条の二第二項	第二百四十二	第二号	条の二第二項	第二百四十二	第一号	条の二第二項	第二百四十二	第四号	条の二第一	第二百四十二	三号	第一号	条の二第一項	第二百四十二			(削る)	
関	条の二第二項	·		第二項		関		'		第二項			第一項			第一号及び第	第一項					
怠	議会、長その他の執行機	監査委員			監査委員	关	議会、長その他の執行機	監査委員			監査委員			執行機関				執行機関				
列区協議公	合併特例区の長、合併特	合併市町村の監査委員			合併市町村の監査委員	例区協議会	合併特例区の長、合併特	合併市町村の監査委員			合併市町村の監査委員			長				合併特例区の長				
																		(新設)		条の二第二項	第二百四十二	
																			関	議会、長その他の執行機	監査委員	て

		その他の執行機	,	
	例区協議会	合併特例区の長、合併特	合併市町村の監査委員	
- 91 -				

					条の二第二項	第二百四十三						条の二第一項	第二百四十三		(略)		(略)		(略)
				칭	関する議決をしようとす	議会	普通地方公共団体に	普通地方公共団体の長等	方公共団体の	くは委員又は当該普通地	しくは委員会の委員若し	普通地方公共団体の長若	普通地方公共団体は	(略)	(略)		(略)		(略)
の規定により合併市町同条第二項及び第三項	会の同意を得た上で、	により合併特例区協議	五十四条第一項の規定	の特例に関する法律第	ついて、市町村の合併	長	合併特例区に	合併特例区の長等				合併特例区の長又は	合併特例区の長は	(略)	(略)		(略)		(略)
		时处	疋	第	併														
		h4X/	正	第	併														
		H4X.		第	併								(新設)	条の三第五項	第二百四十二	条の二第七項	第二百四十二	条の二第四項	第二百四十二
		HX.	正	第	併								(新設)	条の三第五項 代表監査委員	第二百四十二 執行機関	条の二第七項	第二百四十二 執行機関	条の二第四項	第二百四十二 他の住民

<u> </u>																					
第二百四十三	一項	条の二の二第	第二百四十三	条の二第三項	第二百四十三																
(盤)	(略)		(略)		監査委員												聴かなければ	監査委員			
(略)	(略)		(略)		合併市町村の監査委員	報告しなければ	見を合併市町村の議会に	きは、あらかじめ当該意	の議決を経ようとすると	により合併市町村の議会	廃について、同項の規定	特例区規則の制定又は改	市町村の長は、当該合併	ならないものとし、合併	村の長に報告しなければ	例区協議会及び合併市町	聴き、当該意見を合併特	合併市町村の監査委員	承認を受けようとする	する合併市町村の長の	村の議会の議決を経て
第二百四十三		条の二第一項	第二百四十三																		
監査委員	規則	管理者の事務	会計管理者若しくは会計																		
合併市町村の監査委員	合併特例区規則	務	合併特例区の長の会計事																		

															八項	条の二の二第	第二百四十三	項	三項及び第四	条の二の二第
							付議しなければ	その意見を付けて議会に			あらかじめ監査委員				得て	二第一議会の	十三 監査委員が		第四	第
見を合併市町村の議会に	の議決を経ようとすると	いて、合併市町村の議会	全部又は一部の免除につ	の長は、当該賠償責任の	いものとし、合併市町村	に報告しなければならな	議会及び合併市町村の長	に当該意見を合併特例区協	委員	かじめ合併市町村の監査	合併特例区の長は、あら	認を受けて	る合併市町村の長の承	の議会の議決を経てす	得た上で、合併市町村	合併特例区協議会の	合併市町村の監査委員が			
																条の一	第二云		及び第	<i>タ</i>
																条の二第八項	第二百四十三		及び第四項	条の二第三項
																議会	監査委員			
																合併特例区協議会	合併市町村の監査委員			

		報告しなければ
第二百四十三	(略)	(略)
条の二の二第		
九項		
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

条の二第九項

百四

干三

監査委員

合併市町村の監査委員

(地方自治法施行令の財務に関する規定の準用)

第五十条 十九条、 第一 条、 及び第二項並びに第百七十二条から第百七十三条の三までの規定は、 第百七十条の二、第百七十条の四、第百七十条の五第一項及び第二項前 八条の七第一項及び第三項、 十六条の二から第百六十七条の十七まで、第百六十八条の六、第百六十 第百四十五条から第百四十八条まで、第百五十条、第百五十二条 第百七十一条から第百七十一条の六まで、 項第一号を除く。)、第百五十四条から第百五十八条まで、 第百六十条、第百六十一条から第百六十五条の八まで、 地方自治法施行令第百四十二条第一項及び第二項、第百四十三 第百六十九条から第百六十九条の七まで、 第百七十一条の七第一項 第百六 第百五 合

第五十条 十九条、 第一 条、 段、 及び第二項並びに第百七十二条から第百七十三条の二までの規定は、 第百七十条の二、第百七十条の四、第百七十条の五第一項及び第二項前 八条の七第一項及び第三項、 十六条の二から第百六十七条の十七まで、第百六十八条の六、第百六十 条の三第二項 第二百四 条の三第一項 第一 及び第三項 (地方自治法施行令の財務に関する規定の準用 第百四十五条から第百四十八条まで、第百五十条、第百五十二条(第百七十一条から第百七十一条の六まで、 項第一号を除く。)、第百五十四条から第百五十八条まで、 百四四 第百六十条、第百六十一条から第百六十五条の八まで、 地方自治法施行令第百四十二条第一項及び第二項、 十三 干三 入金 住民 財 次の議会 産 地方債及び 第百六十九条から第百六十九条の七まで、 時 借 財産及び 会 速やかに合併特例区協 所を有する者 合併特例区の区域内に 第百七十一条の七第一項 一時借入金 第百四十三 第百六 第百五 住 合

字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。同令第百六十九条の二第一号、第百七十三条及び第百七十三条の三の規同令第百六十九条の二第一号、第百七十三条及び第百七十三条の三の規係特例区の財務について準用する。この場合において、これらの規定(

(略)			(略)		(略)			(略)	(略)
(略)			(略)		(略)	(略)		(略)	略
(略)			(略)		(略)	(略)		(略)	(略)
<u> </u>	т舌	宏	烘	烘	<i>bb</i>		烘	烘	http://http:

の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句るのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令第百六十九条の二第一号の規定を除く。)中「普通地方公共団体」とあ併特例区の財務について準用する。この場合において、これらの規定(

に読み替えるものとする。

					•												
第百五十五条		項及び第五項	第一項、第四	第百五十二条	第二項	第百四十六条			第二項	第百四十五条						第一項	第百四十五条
指定金融機関若しくは指			条第三項	地方自治法第二百二十一	議会	次の会議においてこれを	議会		条第五項	地方自治法第二百三十三						議会	次の会議においてこれを
出納取扱金融機関(市町	第二百二十一条第三項	いて準用する地方自治法	する法律第四十七条にお	市町村の合併の特例に関	会	速やかに合併特例区協議	合併特例区協議会	項	する法律第四十五条第四	市町村の合併の特例に関	。以下同じ。)	合併特例区協議会をいう	十六条第一項に規定する	年法律第五十九号)第三	に関する法律(平成十六	会(市町村の合併の特例	速やかに合併特例区協議

(略)		(略)			(略)							第一項第一号	第百五十六条								
(盤)		(略)			(略)			いて「会計管理者等	融機関(以下この条にお	若しくは収納事務取扱金	機関、収納代理金融機関	金融機関、指定代理金融	会計管理者若しくは指定								
(略)		(略)			(略)				の長等	条において「合併特例区	取扱金融機関(以下この	扱金融機関若しくは収納	合併特例区の長、出納取								
第百五十八条	三項第二項及び第	第百五十七条	三項	第二項及び第	第百五十六条							第一項	第百五十六条								
住民		会計管理者			会計管理者等	会計管理者等を	いう。)	いて「会計管理者等」と	融機関(以下この条にお	若しくは収納事務取扱金	機関、収納代理金融機関	金融機関、指定代理金融	会計管理者若しくは指定						納事務取扱金融機関	代理金融機関若しくは収	定代理金融機関又は収納
合併特例区の区域内に住		合併特例区の長			合併特例区の長等	合併特例区の長等を			の長等」という。)	条において「合併特例区	取扱金融機関(以下この	扱金融機関若しくは収納	合併特例区の長、出納取	以下同じ。)	納取扱金融機関をいう。	機関(同項に規定する収	じ。)又は収納取扱金融	金融機関をいう。以下同	二項に規定する出納取扱	法律施行令第四十二条第	村の合併の特例に関する

第百六十四条	八号百六十三条第	第六号及び第	第百六十二条		(略)	号	号及び第十七	第一項第十五	第百六十一条		(略)						(略)	
会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関若し			(略)		(略)				(略)		(略)					(略)	(略)	
納取扱金融機関若しくは収を併特例区の長又は出納			(略)		(略)				(略)		(略)					(略)	(略)	
第百六十四条	三条	及び第百六十	第百六十二条	第三項	第百六十一			第一項	第百六十一	第四項	第百五十八条					第三項	第百五十八条	第一項
		+	条		条				条		条						条	
会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関若し		+1	条 規則		条他の				条 規則		条 会計管理者	関	くは収納事務取扱金融機	、収納代理金融機関若し	機関、指定代理金融機関	会計管理者又は指定金融	規則	

	(略)							(略)			(略)					(略)	第五号	第百六十四条		
(略)	(略)		(略)	(略)		(略)		(略)	(略)		(略)		(略)	(略)		(略)		規則		関
(略)	(略)		(略)	(略)		(略)		(略)	(略)		(略)		(略)	(略)		(略)		合併特例区規則		
の三第二項	第百六十五条						の 二	第百六十五条		第二項	第百六十五条				第一項	第百六十五条		(新設)		_
\triangle	木						 	条	L.		条				 	条				
会計管理者	規則	理金融機関	指定金融機関又は指定代	会計管理者	金融機関	指定金融機関、指定代理	条	条 地方自治法第二百三十五	会計管理者	理金融機関	五条 指定金融機関又は指定代	理金融機関	指定金融機関又は指定代	会計管理者	条	 地方自治法第二百三十五			規則	関

	略)	可	七条の十六第	びに第百六十	の七第一項並	第百六十七条	及び第四号、	一号、第三号	の二第一項第	第百六十七条		(略)		(略)		(略)		(略)			(略)
	(略)									(略)		(略)		(略)	(略)	(略)		(略)		(略)	(略)
	(略)									(略)		(略)		(略)	(略)	(略)		(略)		(略)	(略)
の 十 七	第百六十七条			項	条の十六第一	び第百六十七	の七第一項及	第百六十七条	の二第一項、	第百六十七条	の六第三項	第百六十五条	の五	第百六十五条	の四第五項	第百六十五条	の四第三項	第百六十五条		の四第二項	第百六十五条
	条例で定めるものとする									規則	理金融機関	指定金融機関又は指定代		会計管理者	市町村	指定金融機関		職員	理金融機関	指定金融機関又は指定代	会計管理者
定めるものとする。このを得た合併特例区規則で	合併特例区協議会の									合併特例区規則		出納取扱金融機関		合併特例区の長	合併特例区	出納取扱金融機関	特例区協議会の構成員	合併特例区の長及び合併		出納取扱金融機関	合併特例区の長

第 一 項 七 十 三 条			(略)						(略)		
条次の			(略)	略	3				(略)		
合併特例区又は合併市町村から同項の損害を賠償する責任(第三項及び第四項において「合併特例区の長等の損害賠償責任区の長等の損害賠償責任のた行為を行つた日を含った行為を行つた日を含む会計年度において在職む会計年度において在職			(略)	(略)	7.7				(略)		
給 職 含 な 任 例 第 償 町											
	1										
新設)	第一項と十一条の六	七十一条の六の五及び第百	第百七十一条					の 二	第百七十一条		
新設	第一項と十一条の六	七十一条の六の五及び第百 収する債権を除く。)	第百七十一条 債権 (強制徴収により徴	条の三第一項又は前条地方自治法第二百三十一	を除く。)	収する債権」という。)	以下「魚剥散又こより数定する歳入に係る債権(の二 三十一条の三第三項に規	第百七十一条 債権(地方自治法第二百	除く。)	定する歳入に係る債権を

合併特例区の長等(普通地方公共団体の長等
項	
第二百四十三条の二第一	
いて準用する地方自治法	
する法律第四十七条にお	
市町村の合併の特例に関	同項
次の	
与年額」という。) に、	
併特例区の長等の基準給	
る額(次項において「合	
める方法により算定され	
る額として総務省令で定	
年度当たりの額に相当す	
手当を除く。)の一会計	
いる場合には、これらの	
寒冷地手当が支給されて	
手当、単身赴任手当又は	
養手当、住居手当、通勤	
項の規定による給与(扶	
四条第一項若しくは第二	
条の二第一項又は第二百	
されるべき同法第二百三	

															第一項第一号	第百七十三条			
条第一項若しくは第二項の二第一項又は第二百四	れるべき司去第二百三条に支給され、又は支給さ	会計年度において在職中	た行為を行つた日を含む	という。)の原因となつ	の長等の損害賠償責任」	いて「普通地方公共団体	る責任(以下この条にお	二第一項の損害を賠償す	自治法第二百四十三条の	通地方公共団体から地方	地方公共団体の長等・普	いて同じ。)以外の普通	この項及び次項各号にお	地方警務官をいう。以下	十六条第一項に規定する	地方警務官(警察法第五		当該各号に定める	普通地方公共団体の長等
																合併特例区の長二	乗じて得た	それぞれ次に定める数を	合併特例区の長等」

第一項第二号						
	応じ、それぞれ次に定め にで、それぞれ次に定め	方警務官以外の普通地方う。)に、次に掲げる地	「普通地方公共団体の長額(次項第一号において	る方法により算定される 額として総務省令で定め 度当たりの額に相当する	当を除く。)の一会計年 当を除く。)の一会計年	当、単身赴任手当又は寒手当、住居手当、通勤手

	る額	
	に応じ、当該各号に定め	
給与年額	方公共団体の長等の区分	第二項
合併特例区の長等の基準	次の各号に掲げる普通地	第百七十三条
	て得た額	
	ぞれ次に定める数を乗じ	
	務官の区分に応じ、それ	
)に、次に掲げる地方警	
	基準給与年額」という。	
	において「地方警務官の	
	定される額(次項第二号	
	令で定める方法により算	
	相当する額として総務省	
	一会計年度当たりの額に	
	れらの手当を除く。)の	
	されている場合には、こ	
	当又は寒冷地手当が支給	
	、通勤手当、単身赴任手	
	与(扶養手当、住居手当	
)その他の法律による給	
	二十五年法律第九十五号	
	給与に関する法律(昭和	
	れるべき一般職の職員の	

普通地方公共団体の長等一部免責条例
一・「「一・「一・「一・「一・「一・「一・「一・「一・「一・」」。
<u> </u>
合併特例区

		用する。	合について準用				
場	百六十七条の十七に規定する合併特例区規則を制定した場	六十七条の十七に規定する	治法施行令第百				
自	規定により読み替えて準用する地方自	条の規定は、前項の規定によ	2 法第三十五条			2 (略)	- 0
	例区		号				
	市町村の区域内の合併特	市町村	まで及び第六	(略)	(略)		
	特例区		号から第四号				
	指定都市の区域内の合併	都道府県及び指定都市	別表第五第二	(略)	(略)	(略)	
	例区						
	じ。)の区域内の合併特	U°)					
	。以下この表において同	。以下この表において同					
	市町村(指定都市を除く	市町村(指定都市を除く		(略)	(略)		
	特例区		号				
	指定都市の区域内の合併	都道府県及び指定都市	別表第五第一	(略)	(略)	(略)	
			の 二			の三	
	合併特例区規則	規則	第百七十三条	合併特例区規則	普通地方公共団体の規則	第百七十三条	
<u> </u>				賠償責任	の損害賠償責任	第四項	
				合併特例区の長等の損害	普通地方公共団体の長等	第百七十三条	
						第三項第三号	